

パブリックコメント  
(H24. 12. 17～H25. 1. 16)

**香取市総合計画  
後期基本計画  
(平成 25～29 年度)**

**分野別計画  
【案】**





# 目次

<b>1章 産業・経済の振興</b>	
1-1 農林畜産業	1
1-2 商業	5
1-3 工業・企業誘致	9
1-4 観光	11
1-5 雇用・労働	15
<b>2章 生活・環境の向上</b>	
2-1 自然環境	17
2-2 廃棄物処理・省資源	21
2-3 公園・緑地・水辺空間	25
2-4 交通安全・防犯	27
2-5 消防・救急、防災体制	29
2-6 市民相談・消費者相談	33
<b>3章 健康・福祉の充実</b>	
3-1 地域福祉	35
3-2 子育て	39
3-3 高齢者福祉	43
3-4 障害者福祉	45
3-5 健康づくり・地域医療	49
3-6 社会保障	53
<b>4章 教育・文化の推進</b>	
4-1 学校教育	57
4-2 青少年育成	61
4-3 生涯学習	63
4-4 スポーツ活動	67
4-5 歴史・文化	69
<b>5章 都市基盤の整備</b>	
5-1 土地利用	73
5-2 市街地整備	75
5-3 居住環境	77
5-4 道路整備	81
5-5 公共交通	85
5-6 上水道	89
5-7 下水道	91
<b>6章 市民参画・行政の取組</b>	
6-1 市民協働	95
6-2 人権	97
6-3 国際交流・地域間交流	101
6-4 市民サービス・行政サービス	105
6-5 行財政運営	109

施策名	1-1 農林畜産業	主担当課 関係課	農政課 農業委員会
-----	-----------	-------------	--------------

## ■5年間の目標

農林畜産業の後継者・担い手づくりを進めるとともに、生産性の高い安定した経営を確立することで、活力に満ち、魅力ある農林畜産業を実現するまちを目指します。

## ■現状

本市では、高齢化や後継者不足により、農業者数は減少傾向にあり、また、農産物価格の下落が進み、生産者の経営を圧迫しています。

このような中、平成 21 年度に香取市農業振興地域整備計画を策定し、農業生産に必要な優良農地を確保し、活力ある農業振興の推進に向け、米政策改革の推進による主食用米の需給に応じた計画的な食料の安定生産及び自給率の向上を図っています。また、急務である農業後継者対策や担い手の育成・確保については、農地利用集積の円滑化を図り、担い手への農地の集積を推進してきた結果、利用権設定等面積は増加しており、経営規模の大きな担い手への農地の集積が進んでいます。このような取組により、担い手等を核とした集落営農活動を行っている集落が増加傾向にあることから、市は営農組織の育成に対して支援を継続しているほか、現在、労働力確保、農地の利用集積、経営資金施策の一元化を目標とし、地域の中心となる経営体等を定める地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の作成を進めています。

また、生産効率の向上を目指した、現在施工中の府馬地区基盤整備を支援するとともに、東日本大震災により被災した、農地及び農業用施設の早期復旧を図り、併せて、農業経営者の高齢化等による耕作放棄地の発生防止と解消、農業機械の大型化による作業効率改善のための農道整備事業の推進や、地域ぐるみで行う農村環境保全活動を支援しています。

さらに、産地の生産力強化を図るための生産販売体制の整備、農畜産物の産地化・ブランド化及び販路の拡大を推進し、収益性の高い農業経営を確立するための支援を行っています。

畜産業においては、優良素畜の導入による経営支援策や家畜防疫対策を行うとともに、畜産農家と耕種農家の連携体制の強化を図っています。

林業においては、香取市森林整備計画を策定し、森林環境の保全と整備を推進していますが、放射性物質の問題により、木材の需要が停滞している状況にあります。

また、都市住民との交流活動を推進するため、通年で農業体験ができる滞在型市民農園（クラインガルテン）等の整備充実を図っているほか、道の駅、農業協同組合、観光農園などでは、様々な農産物の収穫体験等を実施しています。

## ■課題

農業者の高齢化や後継者不足、農産物価格の下落など本市の基幹産業である農林畜産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況です。

また、福島第一原発事故の放射性物質による風評被害や TPP 問題などの新たな課題が発生しています。

- ① 担い手、後継者を育成・確保することが必要です。

- ② 安全・安心な農畜産物の生産が必要です。
- ③ 農業経営者の経営安定化対策が必要です。
- ④ 生産基盤の整備、適正な維持管理が必要です。
- ⑤ 耕作放棄地の解消が必要です。
- ⑥ 森林の適切な維持管理が必要です。
- ⑦ 都市住民との一層の交流活動が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
認定農業者数	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市が認定した農業者数	241 人	260 人
集落営農組織数	農村集落を単位とした農地の有効利用や機械・施設等の共同利用及び共同作業を行う農業組織の数	16	30
利用権設定等面積	農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき、所有権移転や利用権を設定した農地等の合計面積 (本市の設定面積：千葉県 1 位)	2,427ha (千葉県平均:286.1ha)	2,800ha
香取ブランド認定数	市内で生産される農作物の付加価値対策や販路拡大を推進し、産地化の確立を支援する農産物数	9 品	11 品
耕作放棄地率 (面積)	農作物が 1 年以上作付されず、今後も作付予定のない田・畑や樹園地の全農地に占める割合	4.0% (502ha) (千葉県平均:6.5%)	3.8% (480ha)

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 次世代の担い手・後継者の育成

認定農業者や営農組織の育成を通じて、農業後継者や新規就農者の育成・確保を図ります。併せて、集落の合意形成による集落営農の推進や経営の農業法人化を推進し、地域の担い手への農地の利用集積を行い、効率的な農業経営の実現に向けた取組を推進します。また、耕作放棄地について、営農が再開できる状態に復元し、担い手への集積を図ります。

### ◇主な事業

- ・地域農業マスタープラン推進事業（重点）
- ・農地利用集積円滑化事業（市が農地を貸借し、集積を促進）
- ・農業法人を含む認定農業者の育成支援（農業の担い手を育成）
- ・農業制度資金の融資支援（相談窓口の設置、資金融資と利子補給の実施）
- ・耕作放棄地営農再開支援事業（耕作放棄地の再生、営農再開の支援）

## **方針2 農畜産物のブランド化と販路拡大**

農業協同組合や道の駅を中心に、消費者や量販店に対し特産物の宣伝活動を行うとともに、生産者と関係団体が一体となり直接消費者へ PR する活動組織を設立し、生産者の顔の見える、安全・安心な農産物の PR を展開します。また、香取市産の農畜産物のブランド化を図り、他産地との差別化を図るとともに、農業協同組合など関係機関との連携を強化し、産地間競争に対応できる体制づくりを進めます。

### ◇主な事業

- ・農産物広報宣伝活動事業（重点）
- ・農産物等販売促進協議会事業（市特産物ブランド化の推進、特産物 PR 活動の実施）

## **方針3 持続可能な畜産経営の実現**

家畜防疫の徹底と、不適切なふん尿処理の解消を図りながら、優良な素畜の導入を促進し、肥育協定等による香取ブランドの確立を目指します。また、耕畜連携体制を強化し、コスト軽減・安定した自給飼料確保による乳牛の乳質向上のため、TMR センター（総合配合飼料供給センターの略）の設置・整備を推進します。

### ◇主な事業

- ・TMR センター設置・整備事業（重点）
- ・畜産・酪農経営安定対策事業（機械・施設の整備への補助の実施）
- ・家畜防疫事業（伝染性疾病の予防、蔓延防止のための活動支援）

## **方針4 安全・安心な農畜産物の生産振興**

農畜産物の安全性を確認するため、放射性物質に対する迅速で的確な情報提供を行います。

また、ちばエコ農産物の認定や環境保全型農業への参加を支援し、環境にやさしい農業への取組を進める体制づくりを支援します。

### ◇主な事業

- ・放射性物質の情報提供（重点）
- ・環境保全型農業直接払交付金事業（地球温暖化防止などに効果のある営農活動の取組の支援）
- ・バイオマス利活用推進事業（家畜ふん尿の有効活用事業の推進・実施）

## **方針5 生産基盤の整備及び適切な維持管理**

府馬地区での基盤整備を計画的に実施するとともに、担い手への農地の利用集積等を促進し、地元負担の軽減を図ります。また、基盤整備の実施を要望する地区の事業採択に向けて、地区からの要請により、適切な支援を行います。

さらに、地域ぐるみで農村環境の保全や農業用施設等の長寿命化に取り組んでいる活動組織に対する支援を行うほか、土地改良施設の維持・管理・更新について、地域での活動の支援を行います。

#### ◇主な事業

- ・経営体育成基盤整備事業（区画整理・用排水路整備などの県営土地改良事業（府馬地区））（重点）
- ・農地・水保全管理支払交付金事業（地域による農村環境保全活動への支援）（重点）
- ・土地改良施設維持管理適正化事業（土地改良施設（揚水機場、水路等）の整備・補修助成）

#### **方針6 森林の適切な維持管理**

森林の持つ機能を維持するため、不法な伐採や開発などの未然防止を図るとともに、里山活動協定団体との連携により、森林を適切に維持するための労働力確保に取り組みます。また、公共施設等への本市産木材の利用を推進します。

#### ◇主な事業

- ・森林整備計画推進事業
- ・公共建築物等への本市産木材利用の推進

#### **方針7 都市と農村の交流活動の推進**

都市と農村の交流による農業とのふれあい体験を通じ、新たな人の流れの創造と都市との共生を図るとともに、森林・里山を活用したグリーンツーリズムを推進します。

#### ◇主な事業

- ・滞在型市民農園（クラインガルテン）の整備充実、利活用促進

#### **■市民・地域への期待**

- ・集落及び地域における今後の農地活用の方向性の検討が望まれます。
- ・農産物の競争力強化に向けた取組が望まれます。
- ・集落及び地域での農業関係施設等の維持管理の実施が望まれます。
- ・市内で生産された農畜産物等を積極的に購入することが望まれます。
- ・建築等に当たり、本市産木材の積極的な活用が望まれます。

施策名	1-2 商業	主担当課 関係課	商工観光課
-----	--------	-------------	-------

## ■5年間の目標

既存商店街・中小企業者の経営体質強化や空き店舗の活用などにより、各地区の商店街の魅力が向上し、多くの人が訪れ交流することでにぎわいのあるまちを目指します。

## ■現状

本市の商業は、商品販売額、商業従業者数ともに平成 16 年度から平成 19 年度の間でそれぞれ、1,404 億円から 1,353 億円、7,113 人から 7,018 人へと減少しています。

本市には、佐原、小見川、山田、栗源の各地区に従来からの商店街がありますが、店主の高齢化や後継者不足、国道 51 号や主要地方道成田小見川鹿島港線など主要幹線道路沿いや近隣市への郊外型大型店舗の出店増加の影響を受け、空き店舗が増加しています。このため、商店街のにぎわいと活力の低下を防ぐため、商店街が開催するイベントの支援、商店街活性化に関する情報提供や空き店舗を活用し開業した事業主への支援を行っています。

しかしながら、市民意識調査では、本市の住みにくさの理由として「買い物が不便」を挙げる人が 52.6%と過半数を占め、全体の第 2 位となっており、市民の商業に対する満足度は低い状況にあります。

## ■課題

既存の商店街では、店主の高齢化、後継者不足等により廃業の動きも見られ、空き店舗が増加しています。また、近隣市への大型店舗の出店により、本市の商業は活力が低下しており、市民が買い物をする場として不満が高くなっています。

- ① 既存商店街のにぎわいと活力を取り戻す必要があります。
- ② 空き店舗の解消が求められています。
- ③ 中小企業の経営体質を強化する必要があります。
- ④ 商業団体の自立を促す必要があります。
- ⑤ 大型商業施設の誘致が求められています。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
商品販売額（億円）	商業（卸売業・小売業）で売り買いされた物品の年間販売額合計	1,353 億円 (H19)	1,400 億円
新規開業者数	空き店舗を利用して新たに営業を開始した者の数（累計）	4 件	10 件
商業従事者数（人）	商業を営む事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、有給役員、常時雇用の計	7,018 人 (H19)	7,100 人



## ■具体的な取組内容

### 方針1 既存商店街のにぎわいと活力の創造

商店街の活性化を図るイベントの開催を支援するとともに、街路灯の設置など商店街の利便性を高めます。また、事業の承継に関する情報提供等を行い、後継者の不安や悩みを解消します。

#### ◇主な事業

- ・商工業振興補助金交付事業
- ・情報提供事業

### 方針2 空き店舗への出店の促進

商店街の空き店舗に関する情報を取りまとめ、提供するとともに、出店に対する支援を行うことで、空き店舗の解消を図り、商店街の空洞化を防ぎます。

#### ◇主な事業

- ・空き店舗対策事業補助金事業（重点）
- ・空き店舗バンク設置・運営事業（重点）
- ・新規出店者公募事業

### 方針3 中小企業者の経営体質の強化

事業資金の融資及び利子補給を行うとともに、経営相談・指導を充実することにより、中小企業者の経営体質を強化します。

#### ◇主な事業

- ・金融支援実施事業
- ・経営相談・指導事業

### 方針4 商業団体の支援、育成

佐原商工会議所と香取市商工会の活動を支援し、相互の連携を強化します。また、青年部や女性部の活動を支援することにより若手経営者の育成に努めます。

#### ◇主な事業

- ・商工会議所・商工会活動支援事業
- ・人材育成事業

### 方針5 大型商業施設の誘致検討

市内での買い物の利便性と集客力の向上が期待できる大型商業施設の誘致について検討します。

#### ◇主な事業

- ・大型商業施設誘致検討事業

## ■市民・地域への期待

- ・積極的に商店街を活用することが望めます。
- ・イベント等に参加することが望めます。



施策名	1-3 工業・企業誘致	主担当課 関係課	商工観光課
-----	-------------	-------------	-------

## ■5年間の目標

地域経済へ貢献する企業を誘致し、市民の雇用、経済発展の基盤の整ったまちを目指します。

## ■現状

本市では、長引く景気低迷の影響などにより、従業員4人以上の事業所数は平成18年の146事業所から平成22年には122事業所に減少し、製造品の出荷額も大手企業の撤退の影響を受け、1,199億円から590億円に減少しています。

企業誘致推進のため、平成19年に企業立地促進条例を制定し、立地奨励金及び雇用促進奨励金など新たな優遇措置を行いました。また、市内企業の状況や遊休地の現況を調査し、市ウェブサイトに掲載する一方、近隣の企業の取引先や関連企業などから新規立地、規模拡大意欲のある企業を抽出し、アンケートによる意向調査、ダイレクトメールの送付、企業訪問などを行っています。

さらに、企業誘致戦略策定調査等を行い、本市の企業誘致の問題点や課題について調査しました。

平成23年には、企業立地促進条例を改正し、用地の無償譲与など優遇措置を拡充し、小見川産業用地（ソニー小見川テック跡地）への企業誘致に積極的に取り組んでいます。

また、新分野進出や既存業務の拡大を図る中小企業に対し、創業資金や設備資金などの融資を斡旋しています。

市民意識調査では、「企業誘致・工業の振興」は、最も満足度が低く、かつ、重要度も高くなっており、市民の「企業誘致・工業の振興」に対する期待と施策の成果の現状には乖離が生じています。

## ■課題

長引く景気低迷の影響や誘致候補地の問題等により、企業誘致は大きな成果が得られていない状況です。

雇用の場の確保は、若者の定住化や人口減少対策、地域の活性化のため、本市にとって最重要課題の一つであることから、企業誘致や新たな起業支援を強力に推進する必要があります。

- ① 誘致候補地の確保・整備が必要です。
- ② 企業ニーズの把握が必要です。
- ③ 企業誘致の実現に向けた体制の強化が必要です。
- ④ 新たな起業や新分野へ進出する事業者に対する支援体制の強化が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
誘致企業数（社）	合併後の累計	3社	10社
製造業従業者数	工業統計調査に基づく市内企業の従業者数	2,873人 (H22)	3,000人

製造業事業所数	工業統計調査に基づく従業員4人以上の企業数	122 (H22)	130
---------	-----------------------	--------------	-----

## ■具体的な取組内容

### 方針1 誘致に適した用地の確保

市が所有する土地だけでなく、幹線道路沿いなど立地条件の良い土地の所有者の協力を求め、企業誘致を進めるための用地を確保します。

#### ◇主な事業

- ・用地整備事業（産業用地の取得・造成・インフラ整備）（重点）

### 方針2 企業ニーズの把握

関係機関等と連携して企業誘致に関する情報を収集・提供する体制を構築します。広報紙やウェブサイトに加え、新たな情報媒体を活用した広報についても検討します。また、立地可能性のある企業への訪問を強化します。さらに、既存立地企業への定期的な訪問による情報交換を行います。

#### ◇主な事業

- ・企業誘致PR事業（重点）
- ・立地企業支援事業（奨励金等優遇措置）

### 方針3 企業誘致体制の強化

企業誘致専任職員を配置し、企業ニーズや進出意向等を把握するなど、誘致活動を推進します。また、ワンストップサービス体制確立のため、庁内関係部局との連携を図ります。

### 方針4 地域産業の活性化・新たな起業等への支援

新たな起業や新分野へ進出する事業者に対し、関係機関と連携し、相談支援体制を充実します。また、企業間の交流や情報交換と産学官連携の促進を図り、地域産業の活性化に努めます。

#### ◇主な事業

- ・金融支援実施事業（再掲）
- ・企業間交流連携促進事業
- ・起業の相談、支援

## ■市民・地域への期待

- ・企業誘致への理解が望まれます。

施策名	1-4 観光	主担当課 関係課	商工観光課 農政課、スポーツ振興課
-----	--------	-------------	----------------------

## ■5年間の目標

地域に潜在する新たな観光資源を発掘し、既存の観光資源と組み合わせ、有効活用を図るとともに、おもてなしの心による心の観光を推進することで、人々が集い、交流し、にぎわいのあるまちを目指します。

## ■現状

本市では、香取神宮をはじめとした豊かな観光資源に恵まれ、各種イベント等も数多く行われていることから年間を通じて多くの観光客が訪れています。

小野川周辺の歴史的な町並みなどの地域資源については、各種情報媒体や交通・旅行関係機関等に対し、市民との協働による積極的な PR 活動の実施により、順調に観光入込客数が増加しています。また、道の駅くりもとへの来訪者は年間 90 万人を超え、新たな交流拠点である水の郷さわらへの来訪者数は年間 100 万人に上り、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

しかし、東日本大震災の影響もあり、平成 23 年の観光入込客数は 636 万人と平成 22 年の 774 万人に比べ約 15%減少しており、佐原観光復興推進会議を立ち上げ、観光の早急な復興を目指しています。

本市を訪れる観光客に対するアンケート結果では、「来訪回数が初めてである」と回答した人が 52.0%と最も多い一方、「4 回以上」との回答も 28.2%となっており、繰り返し本市を訪れる観光客も多くなっています。

しかし、宿泊する観光客数は平成 23 年で 2.1 万人、また、観光客の平均滞在時間は平成 23 年で 2~3 時間であり、市内での回遊が少なく、通過型の観光が主流になっていることがうかがわれます。このため、香取市集客・観光・交流アクションプランを策定し、宿泊・滞在型観光の促進及び滞在時間の長時間化を目指し、水の郷さわらなどの観光拠点間の連携や水上スポーツや農業の体験など、本市の特徴を活かした取組を行っています。

市民意識調査では、「観光の振興」に対する満足率は 33.3%と全体で 6 位と高くなっていますが、その一方で不満率も 21.7%と全体で 15 位となっており、全体としては観光振興に対する満足度が高いものの、十分でないとする考えも少なからずあります。

## ■課題

東日本大震災により、観光の拠点である歴史的な町並みや小野川などが被災し大きな被害を受けました。また、風評被害等の影響もあり、観光入込客数は大きく減少しました。時間の経過とともに、復旧も進み、観光客は増加傾向にありますが、震災前の水準には戻っていません。

- ① 豊かな観光資源を連携させ、活用することが必要です。
- ② 来訪者にやさしい環境づくりが必要です。
- ③ 農業体験など体験型観光を推進する必要があります。
- ④ 周辺自治体・共通の課題や目的を持つ自治体との連携が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
年間観光入込客数	市を訪れる観光入込客の総数	636 万人/年	774 万人/年
小野川周辺の観光客滞在時間	小野川周辺を訪れる観光客の平均滞在時間	2～3 時間	半日
平均旅行消費額	市内を訪れる観光客 1 人当たりの消費額（食事、買い物、宿泊、施設入場料等）	4,913 円	6,500 円

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 観光資源の連携による回遊性の向上

市内に点在する観光資源の特性と地域性を活かした通年型観光に取り組んでいくため、四季に合わせたイベントの開催や施設間を結ぶ交通機関の充実により、有機的に連携し、回遊性の高い観光を目指します。また、老朽化が進んでいる観光施設などについて、設備の更新や再整備を実施します。

#### ◇主な事業

- ・佐原駅周辺地区活性化拠点整備事業（重点）
- ・水生植物園再整備事業（重点）
- ・交通機関との連携事業
- ・各種イベント開催事業
- ・舟運観光促進事業

### 方針 2 おもてなしの心による観光の推進

観光客に対する情報の提供を充実するとともに市民ガイドや観光コンシェルジュの育成により、観光客一人ひとりの要望に合った旅の楽しみ方や観光コースを提案するなど、心のこもった対応によって、リピーターの増加を目指します。また、レンタサイクルやまちなかの巡り歩き環境の整備などにより、観光客が訪れやすく、安全かつ快適に観光できるようにします。

#### ◇主な事業

- ・観光ガイド育成事業（重点）
- ・市民による観光実践事業（重点）
- ・レンタサイクル事業（重点）
- ・ウォーキングトレイル事業（重点）

### 方針 3 体験型観光の推進

大都市圏に隣接する立地条件を活かし、本市の食や自然といった様々な魅力を発見し、実感してもらえるよう、来訪者ニーズを捉えた、体験型のプログラムの開発を進めます。

#### ◇主な事業

- ・体験型観光プログラム事業（重点）
- ・ものづくり体験プログラム事業（重点）
- ・グリーンツーリズムの推進

#### **方針4 周辺観光圏の自治体・共通の課題や目的を持った自治体等との連携**

水郷三都の潮来、鹿嶋や銚子、成田などの周辺観光圏の自治体や小江戸サミット、あやめサミット加盟自治体など共通の課題や目的をもった自治体等との連携を進めます。

また、周辺自治体等と連携し、外国人観光客の誘致を図るなど、国際観光を推進します。

#### ◇主な事業

- ・周辺観光圏自治体との連携（水郷三都、北総観光連盟等）
- ・共通の課題や目的をもった自治体等との連携（小江戸サミット、あやめサミット等）
- ・国際観光推進事業（外国人観光客の誘致等）

#### **■市民・地域への期待**

- ・観光客におもてなしの心を持って接することが望まれます。
- ・本市の魅力を知り、PRすることが望まれます。
- ・積極的に交流することが望まれます。





施策名	1-5 雇用・労働	主担当課 関係課	商工観光課 社会福祉課・高齢者福祉課・市民活動 推進課
-----	-----------	-------------	-----------------------------------

## ■5年間の目標

市内での求人が増え、若者から高齢者まで働く意欲のある人に就業の機会が等しく提供され、働きやすい環境のまちを目指します。

## ■現状

近年では、フリーターなどの増加や就業後間もなく離職する事例も増えていることから、40歳未満を対象とした就業対策セミナーを国や県とともに開催し、就業に必要な知識、技能の習得機会を提供するとともに、ハローワークと連携し、移動職業安定所を開設しています。

障害者の雇用促進については、香取就業センター（障害者就業・生活支援センター）が核となり、市やハローワーク、関係機関、事業所等によるネットワークがつくられ、就労移行支援事業の活用が大幅に増えており、一般就労移行や障害者雇用への取組が進んでいます。

高齢化社会の進展に伴い、就業意欲の高い高齢者の雇用機会を確保するため、シルバー人材センターの運営を支援しています。

男女雇用機会均等や仕事と子育ての両立支援のために、性別による固定的な役割意識の解消に向け、継続就業や再就業ができる環境を整備できるようパンフレットの配布や講演会の開催などの取組を進めています。

市民意識調査では、本市の住みにくさの理由として「魅力的な職場がないから」を挙げる市民が40.1%と全体で4番目となっていることから、地場産業の育成や企業誘致による雇用の拡大及び求人求職のミスマッチの解消を図る必要があります。

## ■課題

雇用形態の変化や経済状況の影響等によりフリーターの増加や就業後間もなく離職する事例等が増えています。

- ① 就業機会の拡大が必要です。
- ② 求人と求職のマッチングを図る必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
セミナー参加者数	就業対策セミナーへの参加人数	13人／回	20人／回
シルバー人材センターの会員数	シルバー人材センターの会員になっている人の数	370人	430人

## ■具体的な取組内容

### 方針1 新たな就業の支援

就職を望む市民が職業能力を高めるため、関係機関と連携し、教育や訓練の機会を提供します。また、増加する高齢者の就業機会を確保するため、シルバー人材センターを支援します。

#### ◇主な事業

- ・就業支援事業
- ・シルバー人材センター運営補助事業

### 方針2 雇用のマッチングの確保

ハローワークやジョブカフェとの連携を進め、情報提供を充実させます。また、若年者の就労に関する意識を高めます。

さらに、地場産業の育成や企業誘致等による雇用の拡大により、求人求職のミスマッチの解消を強力に推進します。

#### ◇主な事業

- ・求人情報揭示事業
- ・情報提供事業

## ■市民・地域への期待

- ・セミナー等への積極的な参加が望まれます。

施策名	2-1 自然環境	主担当課 関係課	環境安全課
-----	----------	-------------	-------

## ■5年間の目標

市民が行うボランティア活動と連携し、自然保護、環境への負荷低減の意識を醸成することで、豊かな自然環境の保全を図り、自然と共生するまちを目指します。

## ■現状

地球温暖化等の地球規模での環境問題が顕在化したことにより、環境保全への関心が高まっており、それに伴い本市においても環境保全活動への参加が進んでいます。

このような中、地域環境保全の指針となる香取市環境基本計画を平成 21 年 3 月に策定し、これに沿って環境保全に向けた取組を推進しています。現在では、市内河川の水質状況のほか、騒音や大気などの環境測定の結果は、計画に掲げている各指標の達成率が平均で 80%を超え、順調に成果が上がっています。また、計画の指標としている河川の BOD 環境基準（生物化学的酸素要求量）についても目標を達成しました。

さらに、市内で活動する環境ボランティアに対して、補助金を交付するなどの施策により、環境保全団体の連携促進、環境情報の共有を図るとともに、環境フォーラム、植物観察会、ホタル観察会などを協働で実施し、市民の環境保全意識の高揚を図りました。

市民意識調査の結果では、本市の住みやすさの理由として、「自然が多いから」が 71.2%と最も高く、また、自然環境の保全に対する取組への満足度も 24.4%と 3 番目に高くなっており、自然の豊かさを誇りに感じていることがうかがえます。

現在は、震災の影響も相まって、地球環境に優しく、災害時にも対応可能な再生可能エネルギーの利活用が進められています。本市においても、太陽光発電設備に対する設置補助や公共施設への設置など、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進しています。

また、平成 24 年度においては、太陽光発電事業調査を実施し、公共施設、未利用市有地の有効活用を図るため、太陽光発電（メガソーラー）事業の検討調査、公共施設への太陽光発電設備の設置に向けた調査を行いました。

## ■課題

震災後、災害に強い安全な都市形成が求められる中で、本市でも環境への負荷を抑え、再生可能エネルギーを導入した低炭素型、持続可能な分散型エネルギー社会を形成していくことが強く求められています。

また、環境保全活動を行うボランティアの高齢化が進んでおり、市民一人ひとりの環境保全意識の高揚が必要です。

- ① 環境保全体制を充実する必要があります。
- ② 環境保全意識の啓発・推進が必要です。
- ③ 再生可能エネルギーの利活用を進める必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
河川の BOD 環境基準の達成率	河川の汚濁指標の市内河川の達成状況	63.0% (千葉県内河川の達成状況:77.1%) (H22)	65.0%
環境ボランティア団体登録者数	環境ボランティア登録団体会員数	380 人	450 人
再生可能エネルギーの導入量	東京電力への売電契約電力量	288KW	3200KW

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 環境保全体制の充実

豊かな自然環境を次世代に引き継げるよう、環境基本計画の見直しを行うとともに、自然環境の保全のために必要な監視測定や規制を行います。

#### ◇主な事業

- ・環境基本計画見直し事業
- ・地球温暖化防止対策事業

### 方針 2 環境保全に関する意識の啓発

市民に対し、本市の豊かな自然に触れる機会を設け、自然の素晴らしさを体験してもらうことで、自然環境保全意識の高揚を図ります。

また、ごみゼロ運動・河川清掃などの地域美化活動の推進や県・地域と連携した小野川、黒部川等の河川浄化を推進するとともに、地域の自主的な環境保全活動に取り組む団体を支援します。

#### ◇主な事業

- ・環境学習推進事業（重点）
- ・地域環境美化活動の推進
- ・地域発信型環境保全事業

### 方針 3 再生可能エネルギーの利活用

太陽光など、再生可能エネルギーの家庭での利用を推進するための設備導入に対する助成を行うとともに、公共施設や未利用となっている市有地において太陽光の利用を推進するほか、その他の再生可能エネルギーの活用に向けた検討を行います。また、環境に負荷をかけないライフスタイルの実現に向けた意識啓発を行います。

#### ◇主な事業

- ・太陽光発電システム設置費補助事業（重点）
- ・公共施設における再生可能エネルギー活用推進事業（上下水道施設や避難所、小中学校等での太陽光発電等の活用推進）（重点）
- ・太陽光発電（メガソーラー）等導入事業
- ・意識啓発事業（広報紙やウェブサイトによる啓発、講演会の開催等）

## ■市民・地域への期待

- ・ 地域での自然環境保全活動への積極的な参加が望まれます。
- ・ 省エネに向けた取組や再生可能エネルギーの積極的な利用が望まれます。



施策名	2-2 廃棄物処理・省資源	主担当課 関係課	環境安全課
-----	---------------	-------------	-------

## ■5年間の目標

市民、事業者、行政の役割分担と協働の下、ごみの発生抑制、減量化、資源の再利用・リサイクルを推進し、ごみ処理の責任体制を明確にし、その適正処理を推進するとともに、資源循環型のまちを目指します。

## ■現状

ごみの減量化の一環としてレジ袋削減運動を香取市環境づくり会議と協働で実施しており、店頭やイベントでの啓発物資の配布のほか、マイバッグ所有率の調査も実施しています。その結果によるとマイバッグ所有率は、30.1%（平成23年）となっています。

また、資源物の集団回収団体への奨励金の交付、生ごみ処理機等の設置費の助成、リサイクル情報コーナーの設置などにより、ごみの減量化、資源化促進を図りました。学校等には、資源回収の助成事業が浸透してきていますが、地域による団体登録については、まだ不十分な状況となっています。

このように、ごみの減量化を進めた結果、市民1人当たりのごみ排出量は、平成23年度に1,050gに減少しましたが、千葉県平均より排出量は多く、目標1,000g/人・日を達成するには至っていません。

一方、野外焼却の禁止が浸透してきたことにより、枝木等が可燃ごみとして出される割合が高くなっています。このため、平成23年度に香取市循環型社会形成推進地域計画を策定し、佐原清掃事務所及び隣接する埋め立て場跡地を活用し、枝木、紙類、発泡スチロールの資源化を図り、ごみの減量、資源化を推進することを目的とするリサイクル拠点施設を平成24年度から整備を進めています。また、平成23年度から発泡スチロールの受入れを市内全域に拡大しました。

市民意識調査では、「省資源化・資源循環の推進」に対する満足度は-6.3%で全体の26番目と低く、市民の満足度は低い状況にあります。

不法投棄の防止に向け、監視パトロールを実施していますが、高齢化の進展や市外への転出により、空き地の適正な管理が難しくなっており、監視・指導の強化が必要となっています。

## ■課題

市民1人当たりのごみ排出量は、県民1人当たり排出量に比べ多く、ごみの減量化・再資源化の推進や長期的視点に立ったごみ処理施設、リサイクル施設の整備が求められています。

また、空き地の適正な管理ができなくなっていることから、不法投棄も後を絶たない状況です。

- ① ごみを減量、資源化する必要があります。
- ② ごみ処理体制の充実が必要です。
- ③ 不法投棄を防止する必要があります。



## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
市民1人当たりのごみ排出量	ごみの総量/人口/年間日数	1,050g/人・日 (千葉県平均:977g/ 人・日) (H22)	1,000g/人・日
リサイクル率	(資源化量+集団回収量) / ごみの総量	15.0% (千葉県平 均:24.8%) (H22)	30.0%
資源回収実施団体数	小中学校・地区での資源物回 収実施団体数	49 団体	75 団体

## ■具体的な取組内容

### 方針1 ごみの減量、資源化の推進

資源循環型社会の構築に向け、市民のリサイクルに対する意識高揚を図り、発生抑制、再使用、再生利用を推進するとともに、減量化・資源化を進める団体の活動を支援します。

#### ◇主な事業

- ・省資源型ライフスタイル推進事業（リサイクル等の意識啓発、マイバッグの推進等）（重点）
- ・資源再利用推進事業（古紙や空き缶、ペットボトル等の再利用の推進、集団回収の推進）（重点）
- ・ごみ減量化推進事業

### 方針2 ごみ処理体制の充実

現在、市内に2か所ある可燃ごみ焼却施設、不燃ごみ処理施設を平成 27 年度までに統合し、処理効率を高めるとともに跡地の有効活用を推進します。

また、市民の搬入の利便性を損ねることのないよう、市内にリサイクルの拠点となる施設を整備し、可燃ごみの減量、資源化を推進していきます。

#### ◇主な事業

- ・ごみ収集・処理推進事業（収集・処理体制の効率化、利便性の向上）（重点）
- ・ごみ処理施設統合事業（重点）
- ・リサイクル拠点整備事業（枝木、紙類、発泡スチロールの資源化のための拠点施設整備）（重点）

### 方針3 不法投棄の防止

不法投棄抑制のためのパトロールを強化するとともに、土地所有者への不法投棄防止看板の配布、情報提供により、捨てられない、捨てさせないよう意識啓発を図ります。

また、ごみステーションへの排出マナー向上を図るため、マナー向上看板の配布など地域との連携を強化し、不適正排出を防止します。

#### ◇主な事業

- ・不法投棄パトロール事業（重点）

- ・不法投棄防止事業（広報啓発、不法投棄防止看板の配布、関係機関や自治会等との連携）

## ■市民・地域への期待

- ・ごみの減量・分別の徹底が望めます。
- ・地域での資源ごみ回収の実施が望めます。
- ・自分の土地の管理の徹底が望めます。



施策名	2-3 公園・緑地・水辺空間	主担当課 関係課	都市整備課 建設課、道路河川管理課
-----	----------------	-------------	----------------------

## ■5年間の目標

公園や緑地などの適正管理や整備を行うことで、年間を通して自然に触れ、親しめるまちを目指します。

## ■現状

本市は、里山、川など豊かな自然に囲まれており、市民意識調査でも、本市の住みやすさの理由として、「自然が多いから」が71.2%と最も高くなっています。

また、市内には46箇所の都市公園と3箇所の市民公園がありますが、市民1人当たりの公園面積は6.08㎡と千葉県内市町村の平均面積（6.48㎡）に比べ若干下回っています。

パークゴルフ場及び（仮称）生きがい交流館を整備していくに当たり、平成24年度には、橘ふれあい公園及び牧野の森の全体的な整備計画を策定し、通年で親しめる公園づくりを進めています。

一部の規模の小さな公園の管理は自治会等と協働で実施しており、規模の大きな公園についてはシルバー人材センターや専門業者に維持管理業務を委託し、公園の維持、利用の増加を図ってきました。

さらに、両総用水第一導水路において桜並木の保全のため、平成23年1月に両総農業水利事業所、水資源機構千葉用水総合管理所及び市との間で確認書を締結し、平成23年度に両総農業水利事業所が桜の樹木を極力残すよう工事を実施して、市において桜の保全対策、樹勢回復を図りました。平成24年度からは、護岸補強工事で生まれた小段を活用した散策道及び転落防止柵を設置し、自然に気軽に親しめる環境を整備しています。

しかしながら、市民意識調査では、「公園・緑地の整備」に対する満足度は低くなっているため、その原因を把握するとともに、市民・地域との協働により使いやすい、親しみやすい公園・緑地づくりを進める必要があります。

## ■課題

市民1人当たりの公園面積は千葉県内市町村の平均面積に比べ若干低くなっており、公園・緑地の整備に対する市民の満足度は低くなっています。市民のニーズに応えた親しみやすい公園・緑地、水辺空間の整備と適正な管理が求められています。

- ① 公園・緑地の整備と適正な管理が必要です。
- ② 親しみやすい河川環境の整備が必要です。
- ③ 市民・地域との協働による公園・緑地等の管理が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
市民1人当たりの公園面積	市内の公園面積を人口で割った面積	6.08㎡ (千葉県平均：6.48㎡)	6.50㎡

## ■具体的な取組内容

### 方針1 公園・緑地の整備と適正管理の実施

市民のニーズに応え、市民が自然に触れ、憩いの場となるとともに、市外からの来園者の確保を視野に入れた公園の整備を推進します。また、指定管理者制度を活用するなど、公園の適正な管理に努めます。

#### ◇主な事業

- ・橘ふれあい公園整備事業（重点）
- ・小見川城山公園整備事業（重点）
- ・公園管理事業

### 方針2 親しみやすい水辺空間の創出

市民が親しみやすい水辺空間を創出するため、自然環境との調和を図りながら、親水施設の設置など水辺空間の整備を進めます。

#### ◇主な事業

- ・両総用水第一導水路整備事業（重点）
- ・十間川整備事業（災害復旧）

### 方針3 地域による公園・緑地の維持管理の推進

自治会などによる公園・緑地の維持管理活動を推進するため、市民参加型の管理活動の仕組みを周知し、市民協働での維持管理を進めます。

#### ◇主な事業

- ・市民による維持管理活動推進事業

## ■市民・地域への期待

- ・地域の公園への関心を高めることが望めます。
- ・地域の公園については、市民、自治会などにより維持管理が行われることが望めます。

施策名	2-4 交通安全・防犯	主担当課 関係課	環境安全課
-----	-------------	-------------	-------

## ■5年間の目標

カーブミラー等の交通安全施設の設置や防犯活動への支援により、交通事故及び刑法犯罪が減少し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

## ■現状

本市では、市民（自治会）、交通安全ボランティア（交通安全協会等）、防犯ボランティア（防犯パトロール隊）が取り組む交通安全運動、防犯活動と連携することにより、市民の交通安全思想、防犯意識の高揚を図っています。

さらに、市内全ての幼稚園・保育所（27施設 ※伊地山幼稚園が休園 H24.4より26施設）及び小学校（25校）等で、交通指導員による交通安全教育・指導活動を実施するとともに、高齢者向けの交通安全教育を実施しています。

また、職員による巡回や自治会等からの要望も踏まえ、危険性・緊急性を考慮し、カーブミラー、路面標示、防犯灯など、交通安全施設及び防犯設備の整備や修繕を実施しています。

これらの結果、交通事故発生件数及び刑法犯認知件数が、それぞれ、平成18年の450件、946件から平成23年には270件、840件に減少しており、人口1,000人当たりの件数では、近隣市よりも低い水準にあります。しかし、交通死亡事故のほとんどは高齢者であり、今後、高齢化が一層進むことから、高齢者に対する交通安全に関する働きかけは継続的に行う必要があります。

市民意識調査では、今後の重要度で「交通安全対策の推進」が20.0%で6位、「防犯対策の推進」が16.8%で9位と、ともに上位になっており、市民の関心の高さがうかがわれます。

## ■課題

交通事故発生件数や犯罪発生率は、県平均などより低い数値となっていますが、引き続き市民の交通安全、防犯意識を高めていくことが必要です。また、交通事故は、高齢者の割合が高くなっていることから、高齢者に対する交通安全指導が必要です。

- ① 交通安全意識の高揚が必要です。
- ② 交通安全施設及び防犯設備の整備が必要です。
- ③ 市民との協働による交通安全及び防犯対策が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
人口1,000人当たりの交通事故発生件数（人）	年間交通事故発生件数/人口×1,000	3.229件 （千葉県平均:3.796件）	3.025件
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（件）	年間刑法犯認知件数/人口×1,000	10.048件 （千葉県平均:13.495件）	10.048件

## ■具体的な取組内容

### 方針1 交通安全意識の啓発

幼児・児童等に対して、交通指導員による交通安全教育・指導活動を実施するとともに、高齢者に対して交通安全教育を実施します。また、交通安全ボランティアの活動を支援します。

#### ◇主な事業

- ・高齢者の交通安全対策事業（重点）
- ・交通安全教育・指導事業

### 方針2 交通安全施設及び防犯設備の整備

職員による巡回や自治会等からの要望も踏まえ、危険性・緊急性を考慮し、交通安全施設の設置及び防犯設備の整備を実施するとともに修繕を実施します。また、既存の設備の維持管理を自治会等と連携して実施します。

#### ◇主な事業

- ・交通安全施設（カーブミラー・ガードレール・路面標示等）設置事業
- ・防犯設備（防犯灯）整備事業

### 方針3 ボランティアとの連携の推進

交通安全ボランティア及び防犯ボランティアによるパトロール等の活動を支援するとともに、ボランティア活動への参加拡大に向けた周知等を行います。

#### ◇主な事業

- ・防犯パトロール支援事業

## ■市民・地域への期待

- ・交通安全意識や防犯意識を強く持つことが望まれます。
- ・ボランティア活動への参加が望まれます。

施策名	2-5 消防・救急、防災体制	主担当課 関係課	総務課 道路河川管理課、社会福祉課
-----	----------------	-------------	----------------------

## ■5年間の目標

更なる防災意識の高揚により自助・共助の防災体制が構築されるとともに、消防・救急体制が整ったまちを目指します。

## ■現状

本市では、平成 18 年度に国民保護計画を、平成 20 年度に地域防災計画を策定し、これらの計画に基づき災害等への体制を整備してきました。例えば、「防災行政無線」は周波数統合事業を計画的に推進し、平成 22 年度に屋外放送塔の更新を完了し、本庁から市内全域に向けた緊急情報の発信が可能になりました。また、各家庭向けに設置済みの戸別受信機についても、周波数の統一に伴う更新に着手し平成 26 年度に完了する見込みです。

常備消防の広域化は、県の広域化計画がいずれの地域においても実現しないため、現状の組織体制の下、優先的な課題から解決するため、消防本部・佐原消防署庁舎の改修など、緊急性のある施設・設備の更新を進めています。

大規模な災害では、被害が広範囲にわたるため、公的機関の支援にも限界があり、市外・県外からの支援部隊も現場に到着するまでには3日程度を要することから、この間は、地域の人が助けあい（共助）、初期消火や初期救出、応急手当などを行うことで、被害を最小限に食い止める必要があります。

また、各家庭においても、住宅の耐震補強、家具の転倒防止、飲料水や食料の備蓄、災害発生時の集合場所の確認、自宅周辺の危険箇所の把握など、自分の安全は自分で守る、自分で自分自身や家族・財産を守ること（自助）により、被害発生を抑制することができます。一方、市内には6支団 19 分団 128 部の消防団が組織され、常備消防との協力体制が整備されていますが、少子化等の進展により近年では消防団員の確保が困難になってきています。

市民意識調査によると、「地域防災体制の整備」の重要度は4番目に高く、東日本大震災を経験して、自助・共助の重要性を多くの市民が認識しています。これに応えるためにも、地域の防災力の強化を進めていく必要があります。

## ■課題

東日本大震災の経験から、大規模災害時には、行政による対応のみでは限界があることが明らかになったことを踏まえ、今後の災害に備え、行政と地域が連携し、防災体制を強化していくことが強く求められています。

- ① 消防・救急体制の充実が必要です。
- ② 地域防災体制や危機管理体制の整備が必要です。
- ③ 地震だけでなく各種自然災害への対策が必要です。



## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
自主防災組織の組織率	自主防災組織加入世帯／全世帯数	25%	31%
自主防災組織の組織数	自主防災組織を設置した団体数	102 団体	127 団体
救命講習受講者数（年間）	普通救命講習（3 時間／回）の受講者数	770 人	1,000 人

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 消防・救急体制の充実

佐原消防署及び栗源分遣所の整備を完了させるとともに、その他既存の施設・設備を計画に基づき修繕・更新等を行うことで、消防力及び救急体制の維持・強化を図ります。また、地域の防災力の強化のために、消防団員の配置の現状を把握し、団員の定数や団の配置の適正化を図ります。

#### ◇主な事業

- ・消防庁舎整備事業（消防本部・佐原消防署、栗源分遣所、小見川消防署）
- ・消防設備更新事業（消防車両の計画的な更新）
- ・消防団員の確保・適正配置事業（重点）
- ・AED（自動体外式除細動器）の設置・普及促進事業

### 方針 2 地域防災体制・危機管理体制の整備

市民の防災意識の高揚を図り、自助・共助の必要性を再確認するため、啓発活動を充実させ、自主防災組織を 5 年間で 25 団体、計 127 団体まで増やします。また、災害時要援護者の避難支援体制の整備を進めるとともに、防災行政無線の難聴地域を解消させることで、災害に強く、市民が安心して暮らせるまちづくりに向け、総合的な地域防災体制を確立します。

また、広域的な災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、危機管理体制の整備を図ります。

#### ◇主な事業

- ・広報啓発事業（広報紙への掲載、防災訓練の実施）（重点）
- ・自主防災組織設置・運営事業（重点）
- ・災害時要援護者の避難支援体制構築事業（災害時要援護者避難支援全体計画の策定）
- ・防災行政無線の難聴地域解消事業
- ・地域避難所のマニュアル整備事業
- ・耐震性貯水槽設置事業
- ・災害協定の拡充

### 方針 3 自然災害対策の推進

東日本大震災によって、土砂災害警戒区域が拡大する可能性が出てきたことから、それらの区域に対するがけ崩れ防止などの対策を進めていきます。また、風水害、土砂災害など、地震災害以外の災害対策も進めます。

#### ◇主な事業

- ・水防活動事業（災害時の体制の周知、水防実技研修会の開催）
- ・急傾斜地・土砂災害対策事業（急傾斜地の法面崩壊対策事業の実施）
- ・河川の維持管理事業（排水機場・水門樋管等の維持管理）

#### ■市民・地域への期待

- ・災害時の避難所や避難方法を認識することが望めます。
- ・最低限の備蓄を常に行うなど、非常時を想定した対策が望めます。
- ・地域の防災活動への積極的な参加が望めます。



施策名	2-6 市民相談・消費者相談	主担当課 関係課	市民活動推進課 商工観光課
-----	----------------	-------------	------------------

## ■5年間の目標

市民相談窓口や消費者相談窓口の周知を徹底することで、市民が円滑に相談でき、安全で安心な消費生活を送ることができるまちを目指します。

## ■現状

本市では、市民が抱える各種相談に対応するため、開庁日は毎日、市民相談の窓口を開設し、相談を随時受け付け、内容によっては、担当する課へ適切に引き継いでいます。

また、より専門的な知識が必要な場合は、弁護士による無料法律相談（月2回）と司法書士による無料法律相談（月2回）、行政相談員による行政相談（月1回）を実施することで、市民が問題を抱えたときにすぐに相談できる環境づくりに努めています。

消費者相談は、近年、増加するインターネット販売や訪問販売による消費者トラブルに対応するために、専門相談員による消費者相談窓口の開設日を週1回から週3回に拡充し、市民サービスの向上を図っています。そのほか、日常的な市民への啓発として、消費生活講座、消費生活展の開催を通じて知識の向上を図り、自立した消費者の育成も取組の一つとなっています。

市民相談件数は平成20年度の239件から23年度では244件と横ばいですが、消費者相談件数は平成20年度274件から平成23年度では435件に増加しています。また、相談の内容が複雑化、高度化、広範化してきており、より一層の機能強化が求められています。

## ■課題

インターネット販売や訪問販売などの増加により消費者トラブルが増加しています。また、内容の複雑化、高度化等に対応するため、今後も一層の相談窓口の機能強化や消費者を被害から守る取組を進める必要があります。

- ① 相談窓口の周知の徹底が必要です。
- ② 相談内容に応じた適切な対応が求められます。
- ③ 消費者相談体制の充実が必要です。
- ④ トラブルに巻き込まれないためにも、自立した消費者を育成する必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
消費者相談の対応日数	専門相談員による消費者相談	週3回	週5回
消費生活講座の参加人数	消費生活講座に参加した人数	年64人	年100人
無料法律相談の実施日数	弁護士、司法書士による無料法律相談	月4回	月4回

## ■具体的な取組内容

### 方針1 相談窓口の周知の徹底

複雑化、高度化、広範化する相談内容に対応するため、関係課と連携し、適切・迅速な窓口対応を図ります。また、弁護士や司法書士による無料法律相談、行政相談員による行政相談など、各種相談の目的や開設日を広く知ってもらえるよう、広報紙及びウェブサイトでの周知を強化します。

#### ◇主な事業

- ・無料法律相談（弁護士及び司法書士による法律相談の開催）
- ・行政相談（行政相談員による相談の開催）

### 方針2 相談体制の基盤強化

香取市消費生活センターを設置し、相談日を週5回の相談体制に充実し、市民が相談しやすい環境をつくります。

#### ◇主な事業

- ・消費生活センター運営事業

### 方針3 消費者を被害から守る取組の推進

消費生活講座、消費生活展の開催を通じて知識の向上を図り、自立した消費者を育成します。また、消費者団体の活動を支援することにより、市民に対する啓発活動の強化につなげます。

#### ◇主な事業

- ・消費生活に関する正しい知識の啓発
- ・消費生活講座、消費生活展開催事業
- ・香取市消費者協議会補助事業

## ■市民・地域への期待

- ・もしものときのために、事前に関係機関の窓口を把握しておくことが望まれます。
- ・ひとりで抱え込まず、行政の窓口や関係機関の窓口にご相談することが望まれます。
- ・内容が複雑化、深刻化する前に迅速にご相談することが望まれます。

施策名	3-1 地域福祉	主担当課 関係課	社会福祉課
-----	----------	-------------	-------

## ■5年間の目標

社会福祉協議会と連携し、地域で支え合う仕組みづくりや福祉の環境づくりを行い、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

## ■現状

本市ではこれまでに地域福祉計画をはじめ、健康増進計画、高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画、第2次障害者基本計画、第3次障害者福祉計画を策定し、地域で支え合う仕組みづくりを進めてきました。

また、要援護者に対し、地域、民間事業者、行政が連携し、日頃からの見守り活動により、必要な支援へつなげるため香取市見守りネットワークを設置しました。

地域福祉の推進に当っては、福祉ボランティアの活動は重要な役割を担っており、社会福祉協議会が香取市ボランティア連絡協議会を運営し、情報の提供や活動支援などを行っています。平成23年度で89団体、約2,000人（延べ）のボランティアが登録・活動を行っていますが、ボランティア団体・登録者数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。今後もボランティアの活動は必要不可欠であることから、ボランティアの育成・支援が必要となっています。

市民意識調査の結果では7割以上が高齢者福祉を中心とする「福祉」に関心を持っており、市民の間に地域福祉に対する理解が徐々に浸透しつつあります。さらに、東日本大震災を機に地域の絆を見直すという機運が一層高まっています。

全ての人がお互いを尊重し、高齢者や障害者などの社会的弱者を支え合う社会を実現していくことが必要となっています。

## ■課題

今回の震災の経験から、これまで以上に地域での支え合い、助け合いの必要性・重要性が高まっています。地域住民同士で、協力し、助け合う地域福祉意識を高めていくことが必要です。

- ① 地域で支え合う仕組みづくりが求められています。
- ② 市民が地域活動へ参加することを促す必要があります。
- ③ 支え合う福祉の環境を整備する必要があります。
- ④ 市民の自立した生活を支える体制をつくる必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
ボランティア団体数	社会福祉協議会に登録しているボランティアの団体数	89団体	増加
見守りネットワーク申込者数	見守りネットワーク事業の見守りの申込みをしている数	219人	1,000人

## ■具体的な取組内容

### 方針1 地域で支え合う仕組みづくり

一人ひとりの市民、地域、ボランティア団体、関係団体などの積極的な参加により、地域福祉を推進します。

特に、一人暮らしの高齢者や障害者など支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう地域・民間事業者・行政が協働により要援護者の見守りを推進します。また、災害時における要援護者の救済体制の構築を図ります。

#### ◇主な事業

- ・見守りネットワーク事業
- ・地域福祉活動の情報発信
- ・ボランティア活動についての情報発信

### 方針2 地域活動への参加の促進

地域活動を通じて高齢者や障害者などへの理解を促進するとともに、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発を推進します。

#### ◇主な事業

- ・ボランティアセンター機能の強化

### 方針3 支え合う福祉の環境づくり

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やNPO活動を含めた市民活動拠点の整備の検討など、これらの団体が活動しやすい環境の整備を図り、各種団体の連携と更なる活動の充実を図ります。また、全ての市民が福祉を学び福祉の心を育てていく環境整備に努めます。

#### ◇主な事業

- ・地域における福祉教育の推進
- ・福祉学習講座・講演会の開催
- ・(仮称)総合福祉センターの整備の検討

### 方針4 自立を支える体制づくり

福祉や健康づくりに関する相談窓口は多方面にわたっていることから、関係各課、関係機関とも相互に連携し、情報の共有化に努めます。

#### ◇主な事業

- ・福祉相談窓口の充実推進事業
- ・相談関係者の連携強化
- ・民生委員・児童委員の相談業務の活性化

## ■市民・地域への期待

- ・ボランティア活動に積極的に参加することが望めます。
- ・地域福祉の役割や重要性について学ぶことが望めます。
- ・地域で要援護者の見守りが行われることが望めます。





施策名	3-2 子育て	主担当課 関係課	子育て支援課 教育総務課、学校教育課
-----	---------	-------------	-----------------------

## ■5年間の目標

家庭、地域、保育所、幼稚園などの幅広い連携を一層図り、子育て家庭を地域全体で支え合い、市民が安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

## ■現状

本市では、平成22年3月に次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、“安心して産み育てられる子育て支援の充実”を目標に掲げ、子育て支援施策を積極的に実施しています。

特に、本市独自の事業である子ども医療費の助成制度は、平成24年8月から、対象年齢を中学生（窓口負担200円）までに拡充しました。また、不妊治療対策の医療費助成などの支援策も展開しています。

保育関連施策は、保育所における一時預かり保育や土曜保育の充実、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの整備、また、ファミリーサポートセンター事業などのきめ細かな子育て支援施策を実施するほか、集団保育を確保するための保育所の再編を実施しています。

一方、出生率の低下自体には歯止めがかかったものの、本市の出生率は、千葉県の平均値よりも低い水準にあります。これに加え生産年齢人口の流出が続いていることから、結果として、市の人口の減少、少子化の原因の一つとなっています。

今後は、放課後児童クラブの各小学校区に対応した整備や不妊治療支援などのニーズに対応するほか、少子化に対応した集団保育・教育のあり方を踏まえ、幼保一元化に向けた取組が求められています。

## ■課題

本市の出生率は低い水準にあり、少子化が進んでいます。子育て支援や少子化対策を市の最優先課題の一つとして、各種事業の積極的な展開が求められています。

- ① 子育て家庭への経済的支援が必要です。
- ② 保育サービスの充実を図る必要があります。
- ③ 幼保一元化への取組を進める必要があります。
- ④ 地域における子育て支援体制の充実（地域力の向上）が求められています。
- ⑤ ひとり親家庭への継続的な支援が必要です。
- ⑥ 災害時等の安全・防災面での対策が求められています。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
地域子育て支援センターの利用者数	地域子育て支援センターの主催事業への年間延参加者数（保護者及び児童）	11,096人	15,000人

ファミリーサポートセンター会員登録数	提供会員（子育ての援助を行いたい方）と依頼会員（子育ての援助を受けたい方）の会員登録数の合計	25 人	40 人
市内保育所の待機児童数	市内の公立・民間保育所における市民の待機児童数	0 人	0 人
幼保一元化施設の整備	公立の幼保一元化施設（認定こども園）の設置数	0 施設	2 施設
放課後児童クラブの設置数	公立の放課後児童クラブの設置数	8 か所	11 か所

## ■具体的な取組内容

### 方針1 子育て家庭への経済的支援の充実

子どもを産み育てる家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費対策、少子化対策としての不妊治療支援などの医療費助成を継続・充実します。子ども医療費助成の制度は、平成 24 年度から中学生までに拡充し、当面の間、窓口負担を 200 円とします。

#### ◇主な事業

- ・子ども医療費助成事業（重点）
- ・児童手当支給事業
- ・特定疾患見舞金支給事業（小児慢性特定疾患医療受給券の交付児童への見舞金支給）
- ・少子化対策支援事業（不妊治療受診者への医療費助成）
- ・保育料の軽減・減免

### 方針2 保育サービスの充実

少子化が進行する中、香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン等に基づき、老朽化した保育所の改修や統廃合を進めるとともに、幼保一元化を踏まえ、集団保育・教育や就学前児童の保育・教育環境の充実に向けた、保育所と幼稚園の連携した整備を進めます。

また、現在実施している、土曜保育、延長保育等のメニューを継続し、保育サービスの拡充に努めます。さらに、放課後児童クラブ事業は、民間事業者への支援を行うとともに、計画的な整備に努めます。

#### ◇主な事業

- ・保育施設整備事業（幼保一元化施設を含む）
- ・一時預かり事業
- ・保育所運営事業（重点）
- ・放課後児童クラブ運営事業
- ・放課後児童クラブ設置整備事業

### 方針3 地域の子育て支援体制の充実

ここで子どもを産み育てていきたいと感じられるようなまちを目指して、出産や子育ての不安に対する相談・支援体制の充実を図ります。また、地域全体で、子どもを見守り、育てていく体制づくりを一層進めます。

#### ◇主な事業

- ・地域子育て支援センター事業（子育てに関する交流拠点の設置、相談や助言、交流の実施）
- ・ファミリーサポートセンター事業（重点）（子育ての相互応援の実施（会員制））
- ・こんにちは赤ちゃん事業（生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問、子育て情報の提供）
- ・家庭児童相談室設置運営事業（児童の養育相談及び訪問指導の実施）
- ・児童館運営事業

#### **方針4 ひとり親家庭への支援**

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、その自立を促進するため、医療費助成や母子福祉推進事業などの支援を行います。

#### ◇主な事業

- ・ひとり親家庭扶助事業（重点）
- ・母子家庭自立支援給付金事業
- ・母子福祉推進事業（ひとり親の自立支援に対する相談・助言）

#### **方針5 児童福祉施設の安全・防災対策の推進**

保育所、児童クラブ等の児童福祉施設における災害時の対応マニュアル等に基づき、より安全で安心な質の高い保育サービスを提供します。

#### ◇主な事業

- ・施設安全・防災マニュアルの推進（重点）（保育所の安全・災害対策マニュアル）
- ・避難訓練等の実施

#### **■市民・地域への期待**

- ・放課後児童クラブやファミリーサポートセンターなどの運営等について、地域の参加・協力が望まれます。
- ・地域全体で子育てを行う意識の一層の醸成が望まれます。
- ・災害時における保育所等入所児童の避難や安全確保への連携・協力が望まれます。



施策名	3-3 高齢者福祉	主担当課 関係課	高齢者福祉課
-----	-----------	-------------	--------

## ■5年間の目標

介護を必要な人が必要な時に受けられる充実したサービス体制の整備や、一步進んだ介護予防の推進により、高齢者が生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

## ■現状

人口推計によると、本市の高齢化率（65歳以上人口の割合）はH22年からH27年の間に28.0%から33.3%に上昇することが見込まれています。

また、要介護（要支援）認定者も年々増加しており、介護サービス施設・事業所の整備が必要になっています。平成23年度には特別養護老人ホームの増床（64床）、グループホームの開設（18床）などを行い、受入れ体制を整えてきました。また、介護を必要としない高齢者の割合を高めることも必要となってきたことから、介護予防のための活動を推進しています。

また、市民意識調査の重要度からみた施策では「高齢者福祉の推進」が2番目に高い数値（34.7%）であるなど、市民の高齢者福祉に対する関心は非常に高いものになっています。また、同調査では不満足度（25.8%）が満足度（17.7%）を上回る結果となっています。そのため、これまで実施してきた高齢者福祉に関する施策の検証を行うことが必要になっています。

## ■課題

高齢化の急速な進行により、これまで以上に入所希望者を受け入れることができる福祉施設の確保が必要となっています。また、住み慣れた地域での在宅生活を希望する高齢者も多く、在宅介護体制の充実が求められています。

- ① 介護サービス施設・事業所の整備が求められています。
- ② 介護予防事業を推進していく必要があります。
- ③ 各種高齢者施策を引き続き実施するとともに、施策の検証を行う必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
転倒予防教室参加者数	転倒予防教室の参加延人数	464人	530人
介護ボランティア養成講座参加者数	介護ボランティア養成講座の参加延人数	37人	60人
要介護（支援）認定者割合	高齢者のうち、要介護認定を受けている者の割合	13.4% (千葉県平均:13.83)	15%以下

## ■具体的な取組内容

### 方針1 介護サービス施設・事業所の整備

高齢化の急速な進行により、需要が高まっている介護サービス施設・事業所の整備を促進します。平成26年度までに100床の特別養護老人ホームの開設をするために事業者の公募を行い、開設のための補助を行っていきます。

#### ◇主な事業

- ・特別養護老人ホーム開設事業及びそのための事業者選定事業（重点）

### 方針2 高齢者の介護予防

一次予防事業（全高齢者対象）、二次予防事業（要介護状態になる可能性が高い高齢者対象）の意義を積極的にアピールし、運動機能向上のための教室への積極的な参加を推進します。

#### ◇主な事業

- ・転倒予防教室等の一次予防事業（重点）
- ・通所型・訪問型介護予防事業等の二次予防事業（重点）
- ・介護ボランティア養成講座事業
- ・認知症予防及び地域支援の構築事業（重点）

### 方針3 各種高齢者施策の実施及びその検証

これまでに本市が取り組んできた各種高齢者施策を引き続き実施していくとともにその検証を行います。

#### ◇主な事業

- ・生きがいづくりの充実事業（シルバー人材センターの充実、高齢者クラブへの参加促進）
- ・在宅福祉の充実事業（配食サービス事業の充実、緊急通報システム事業の普及促進）

## ■市民・地域への期待

- ・ボランティア活動に参加し、高齢者を地域で支えていくことが望めます。
- ・介護サービス施設等を新築・増築する際の周辺住民の理解が望めます。

施策名	3-4 障害者福祉	主担当課 関係課	社会福祉課 学校教育課
-----	-----------	-------------	----------------

## ■5年間の目標

ノーマライゼーション意識の啓発や障害のある人の交流活動を活性化することで、地域で支え合い、一人ひとりが自分らしく生きることができ、すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づくまちづくりを目指します。

## ■現状

本市では香取市障害者基本計画、第2次香取市障害福祉計画に基づき、これまで施策を推進してきました。ノーマライゼーション意識の啓発についてはNPOなどが独自に実施する講演会やイベントが数多く開催されるようになり、手話奉仕員養成講座も実施するなど、啓発の機会や活動は活発化してきています。

また、香取圏域に県により障害者就業・生活支援センターが設置され、関係機関との連携が強化されたことに伴い、就労移行支援事業の活用が大幅に増えており、一般就労移行や障害者雇用への取組が進んでいます。

さらに、障害のある人の日常生活を支援するための支援サービスについては、各種制度の活用を図っています。

一方、東日本大震災を機に、災害発生時の要援護者支援に関する施策の確立が求められています。

## ■課題

障害者の自立を促進するため、各種障害者福祉サービスの提供や就労支援等を強化する必要があります。

- ① 障害のある人に対する理解を深める啓発・広報の充実が必要です。
- ② 療育・教育体制の充実が求められています。
- ③ 障害者の雇用・就労の促進が求められています。
- ④ 生活支援サービスの充実が求められています。
- ⑤ 障害者の生活環境の整備・充実が求められています。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
一般就労移行者数（人／年）	福祉施設を退所し、一般就労する人数	3人／年	11人／年 (H26)
福祉施設利用者数（人）	年度末において福祉施設を利用する人数	193人	296人 (H26)
在宅障害福祉サービス利用者（人／年）	在宅で障害福祉サービスを利用している人数	400人／年	500人／年 (H26)



## ■具体的な取組内容

### 方針1 障害のある人に対する理解を深める啓発・広報の充実

障害のある人が地域の中で真に豊かな生活が送れるように、障害のある人に対する理解を深める啓発活動を全市的に展開していきます。

#### ◇主な事業

- ・啓発活動事業（広報紙等への掲載・講演会等の開催等）（重点）
- ・福祉教育の推進（福祉への理解を推進する学齢期教育の実施）（重点）
- ・福祉体験・交流の推進（障害者との交流体験等）
- ・地域福祉の推進（地域での健常者と障害のある人との共生への理解を深める啓発）

### 方針2 療育・教育体制の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細やかな支援を行うため、一貫した教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、障害や発達の遅れのある子もない子どもともに地域で育てる環境づくりに努めます。

#### ◇主な事業

- ・就学前教育等の充実（障害児や発達障害児の就学前教育・療育の推進）（重点）
- ・特別支援教育体制の充実
- ・特別支援教育の推進（障害のある幼児・児童・生徒への適切な指導、必要な支援の実施）

### 方針3 障害者の雇用・就労の促進

雇用・就労は障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた条件整備が求められます。一般就労のほかに就労移行支援事業所等の就職に向けた職業訓練等のサービス提供を行い、事業所の体制整備を促進するとともにサービスの質の向上に努め、就労支援の充実を図っていきます。

#### ◇主な事業

- ・一般就労の促進（重点）
- ・福祉的就労の拡大

### 方針4 生活支援サービスの充実

障害者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的、質的充実に努めます。

#### ◇主な事業

- ・在宅生活への支援の充実
- ・日中活動への支援の充実（重点）
- ・居住の場への支援の充実

- ・相談支援体制の充実（地域生活に関する多様な相談窓口の充実・連携）（重点）
- ・コミュニケーション支援の促進（要約筆記者・手話通訳者等による支援）
- ・権利擁護の推進（成年後見制度利用の推進、虐待防止活動の推進）（重点）

## **方針5 生活環境の整備・充実**

公共空間の整備に当っては、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めます。また、東日本大震災の経験と教訓をふまえ、災害時における障害者等の災害弱者の生命と生活を守る避難支援体制の整備を進めます。

### **◇主な事業**

- ・障害のある人にやさしい公共空間の確保事業（ユニバーサルデザインの推進）
- ・福祉タクシー事業（交通弱者となりがちな重度障害者の交通手段の確保）
- ・住宅環境の整備（重度障害者の住宅改修）
- ・災害時要援護者支援計画策定事業（重点）

### **■市民・地域への期待**

- ・障害のある人と接し、障害そのものや障害のある人について理解を深めることが望めます。
- ・障害のある人の地域での生活を受け入れ、地域内での共生をかたちづくることが望めます。



施策名	3-5 健康づくり・地域医療	主担当課 関係課	健康づくり課
-----	----------------	-------------	--------

## ■5年間の目標

平成23年度に策定した香取市健康増進計画（健康かとり21）に掲げる各種の事業を展開するとともに、各種健（検）診の受診率を高め、適切な健康相談・健康指導を実施することにより、市民が健康で元気に暮らせるまちを目指します。

## ■現状

本市はこれまで市民の健康づくりを総合的に推進してきました。

ライフステージに応じた各種健診・保健相談や胃がん・大腸がんをはじめとする各種がん検診事業を実施し、受診率の向上に努め、市民一人ひとりの健康増進に寄与してきました。

また、地域医療体制を充実させるため、関係機関との協議をしてきましたが、方向性を見出すまでには至っていないため、引き続き協議を実施し、地域医療体制を充実させるための仕組みづくりが必要となっています。

市民意識調査によると、「地域医療体制の充実」について、満足度が30.7%と非常に低く、加えて施策の重要度は49.3%と全施策の中で1位となっていることから、引き続き、最も優先して取り組まなければならない施策となっています。

## ■課題

食生活などの要因により生活習慣病を患う市民が増加傾向にあり、健康づくりに対する意識の啓発や各種健（検）診が受けやすい体制づくりを充実させる必要があります。

また、小見川総合病院と県立佐原病院を核とした地域医療体制の充実が、引き続き、差し迫った課題となっています。

- ① 健康づくり体制を整備する必要があります。
- ② 市民の健康増進を図る必要があります。
- ③ 保健機能を充実させる必要があります。
- ④ 地域医療体制を充実させる必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
乳児健康診査の受診率	4か月・10か月健診の受診率	95.9%	100.0%
幼児健康診査の受診率	1歳6か月・2歳歯科・3歳児健診の受診率	89.3%	100.0%
がん検診の受診率（肺がん検診を除く）	市が実施するがん検診の受診率	19.8%	25.0%
インフルエンザ予防接種の接種率（高齢者）	65歳以上の市民のインフルエンザ予防接種を接種した人の割合	49.2%	50.0%

## ■具体的な取組内容

### 方針1 健康づくり体制の整備

市民が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病予防と健康づくりのために健康増進計画に掲げる事業を展開します。

#### ◇主な事業

- ・健康増進計画の推進（重点）
- ・健康づくり意識の啓発
- ・食育推進計画の策定と推進
- ・（仮称）生きがい交流館整備事業

### 方針2 健康の増進

一次予防の一つである、生活習慣の改善（生活環境改善、適切な食生活、運動・活動の励行、ストレスの解消、適正飲酒、禁煙、歯の健康、がん予防等）のために必要な事業を推進します。

#### ◇主な事業

- ・休養、こころの健康づくりの推進
- ・飲酒、喫煙に関する知識の普及啓発
- ・歯と口腔の健康づくりの推進（重点）
- ・糖尿病、循環器病対策の推進
- ・がんの予防事業

### 方針3 保健機能の充実

育児のライフステージに対応した育児相談、乳幼児の健康相談などの母子保健施策を推進します。また、健康寿命の延伸を目標として、健康相談・訪問指導事業等を充実させ、成人の健康管理を推進します。

#### ◇主な事業

- ・妊産婦・新生児訪問活動事業
- ・母子保健推進員活動事業
- ・母子保健事業（乳幼児の健診、予防接種、母子の健康相談、各種健康教室の開催等）
- ・妊婦乳幼児保健事業（母子手帳の交付、妊婦健診助成事業、新生児訪問等）
- ・成人保健事業（各種がん検診、予防接種、健康相談の実施等）

### 方針4 地域医療体制の充実

市民が身近で安心して医療サービスが受けられるよう、中核となる小見川総合病院と県立佐原病院を中心とした医療体制を構築するとともに、地元医師会、市内医療機関とも連携し、地域医療の充実に努めます。特に、市内で出産ができない状況を改善し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組みます。

#### ◇主な事業

- ・小見川総合病院の診療体制の整備（重点）
- ・小児医療の充実
- ・産科医確保対策
- ・地域医療の充実（医師会等へ助成、病院運営費負担金、在宅当番医事業等）

#### ■市民・地域への期待

- ・健康づくりに対する意識の向上が望めます。
- ・運動などの健康づくりに実際に取り組み、生活習慣病などにかからないように意識することが望めます。
- ・保健事業に関心を持ち各種健（検）診を受診することが望めます。
- ・地域医療の考え方や市の医療施策についての理解を深めることが望めます。



施策名	3-6 社会保障	主担当課 関係課	市民課 社会福祉課、健康づくり課、税務課
-----	----------	-------------	-------------------------

## ■5年間の目標

医療費の適正化を推進し、国民健康保険制度が健全に運営されるまちを目指します。また、生活に困窮した人たちがそれぞれに必要な支援を受けながら、できる限りの自立をし、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

## ■現状

全国的な傾向と同様に、診療報酬の改正や高度医療の発展を背景として、本市の国民健康保険被保険者1人当たりの総医療費が平成20年度から平成23年度の間で240,713円から270,458円へと増加しています。高齢化の進展や医療技術の高度化等の要因により、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は今後も、ますます増加していくものと考えられます。

このように、国民健康保険の運営状況が更に厳しい状況になることが予想されるため、国民健康保険に対する理解や医療費の適正化、特定健診・保健指導の充実による健康づくりが求められています。

本市では、医療費の適正化に向けて、パンフレットの各戸配布を通じてジェネリック医薬品の使用を推進してきました。さらに、平成23年度からオンラインによるレセプト点検が開始されたことに伴い、国民健康保険団体連合会と一体となり縦覧点検等の強化に努めています。また、本市の国民健康保険被保険者の特定健康診査の受診率は、比較的高い状態にあります。平成23年度からは集団健診に加え医療機関で受診する個別健診を実施し、受診者の利便向上を図っています。

生活保護については、経済状況の悪化を背景とする失業者の増加により、被保護世帯が平成20年度から平成22年度の間で363世帯から441世帯へと増加しています。

生活保護世帯に対しては、ハローワークをはじめとする関係機関と連携を図りながら、経済的自立に向けた就労支援に取り組んでいます。

今後は、さらに支援を充実させることで、社会保障の基盤を安定させることが期待されています。

## ■課題

急激な高齢化の進展や医療技術の高度化等による医療費の増加により、国民健康保険制度の運営は厳しいものとなっています。

また、生活困窮者も、雇用環境の悪化等により増加傾向にあります。

- ① 国民健康保険事業の健全な運営を進めていく必要があります。
- ② 特定健診受診率・特定保健指導実施率を向上させる必要があります。
- ③ 後期高齢者医療制度の健全な運営を進めていく必要があります。
- ④ 生活困窮者の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ⑤ 生活困窮者の就労・自立支援体制の強化を図る必要があります。



## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
国民健康保険被保険者 1 人当たりの総医療費	医療諸費費用合計額/国保被保険者数（年間平均）	270,458 円 (千葉県内国保平均:265,828 円 (H22))	297,504 円
国民健康保険税徴収率	保険税調定額に対し収納した割合（現年分）	87.10% (千葉県平均:87.17%)	90.00%
特定健康診査の実施率	特定健康診査受診者数/40 歳以上の国保被保険者数	39.0% (千葉県内国保平均:35.2%)	60%
特定保健指導実施率	特定保健指導修了者数/特定保健指導対象者数	17.6% (千葉県内国保平均:21.16%)	60%
後期高齢者医療保険料徴収率	保険料調定額に対し収納した割合	98.03% (千葉県後期高齢者医療平均:98.00%)	99.00%
自立世帯数	生活保護から就労により自立した世帯の数		5 世帯/年

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険の普及啓発を図り、医療費の適正化に向けた取組を推進するとともに、保険税滞納の未然防止と厳正・的確な滞納整理に取り組み、国民健康保険事業の健全な運営を目指します。

#### ◇主な事業

- ・レセプト点検の強化推進事業（重点）
- ・国民健康保険制度の普及啓発活動の推進
- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及推進
- ・滞納の未然防止と厳正・的確な滞納整理の実施

### 方針 2 特定健康診査・特定保健指導の充実

国民健康保険被保険者に対する特定健康診査の受診率・特定保健指導の指導率を向上させ、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍の減少を目指します。

#### ◇主な事業

- ・特定健康診査事業
- ・特定保健指導事業

### 方針 3 後期高齢者医療制度の健全な運営

後期高齢者を対象とした適正な医療の確保・給付と制度の健全な運営を推進します。

#### ◇主な事業

- ・後期高齢者医療制度の普及啓発
- ・臨戸徴収事業（重点）
- ・口座振替の推進

#### **方針4 相談支援体制の充実**

生活困窮者・孤立者を早期に把握し、それぞれに必要な支援につなげていきます。

##### ◇主な事業

- ・ 民生委員、NPO、民間事業者等の関係機関との連携強化
- ・ 地域福祉ネットワークとの連携

#### **方針5 就労・自立支援体制の強化**

低所得者へのきめ細やかな就労支援・自立支援を行います。

##### ◇主な事業

- ・ ハローワークとの連携
- ・ 関係機関と連携した生活困窮者等の社会的自立に向けた支援

#### **■市民・地域への期待**

- ・ ジェネリック医薬品の使用や重複受診の回避など医療費の抑制が望まれます。
- ・ 国民健康保険事業や後期高齢者医療制度に対する理解を深めることが望まれます。
- ・ 特定健康診査等の積極的な受診が望まれます。



施策名	4-1 学校教育	主担当課 関係課	教育総務課 学校教育課
-----	----------	-------------	----------------

## ■5年間の目標

児童・生徒の次世代を担う人間力を育てるため、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体を育む教育環境が整っているまちを目指します。

## ■現状

本市は、平成23年度時点、小学校23校・分校2校で児童数3,982名、中学校8校で生徒数2,158名となっており、平成20年度と比較しても、小学生283名、中学生253名の減少となっており、少子化及び人口流出による児童・生徒の減少が続いています。

そこで、平成22年7月に香取市学校等適正配置計画実施プランを策定し、地域説明会等を実施するなど、教育水準の維持向上のため、小中学校の適正配置の推進を図ってきました。幼稚園児もこれと同様に減少しており、市立幼稚園4園の再編については、平成24年に香取市学校等適正配置検討委員会からの答申を受けて、香取市立幼稚園再編基本方針を策定し、再編を進めています。

小学校・中学校の耐震化については、平成24年度に耐震化率100%を目指していましたが、東日本大震災の影響により、計画が遅延しており、未対応施設は平成24年度末で8棟となっています。大規模改修事業は、佐原小第一校舎及び東大戸小校舎の2施設について実施しましたが、今後、良好な教育施設環境を創出するため、順次事業を推進していきます。

教育実践の面では、小学校5年生、中学校2年生を対象に市独自の標準学力調査の実施や小学校4年生、中学校2年生を対象に生活習慣病予防検診を実施するなど、特色のある取組も進めています。

標準学力調査の結果からは、小学校5年生の正答率が全国平均値よりもやや低く、思考・判断力や表現力に課題が見つかりました。

また、全国的な課題となっている、特別な配慮を要する児童・生徒への対応も、各学校への巡回相談や香取市特別支援連携協議会の開催、専門家チーム会議の開催、個別支援計画の作成など、その取組は充実しており、個別の児童・生徒にあった教育プランとなるよう配慮しています。

効果的な教育行政の一層の推進を図るため香取市教育ビジョンを策定し、毎年度、点検評価を行い、その評価結果を公表してきました。

## ■課題

震災の影響により学校施設の耐震化や大規模改修の進捗が遅延が発生しており、未対応施設への対応を急ぐ必要があります。

また、少子化等により児童、生徒数が急激に減少していることから、統廃合を含め施設の適正配置を進める必要があります。

- ① 学校施設の耐震化や老朽化への対策が必要です。
- ② 今後更に進行する少子化に対応した教育環境の改善が求められます。
- ③ 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に資する教育環境が必要です。

- ④ 国際理解教育、情報活用能力など、社会生活において必要となる知識の習得が必要です。
- ⑤ 地域に開かれた学校づくりが求められています。
- ⑥ 特別な配慮が必要な児童・生徒への対応が求められます。
- ⑦ 幼稚園と保育所の連携した取組が求められます。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
学校耐震化対策の未対応校舎の棟数	耐震化対策の未対応校舎の棟数（対象棟数：103 棟（H24））	11 棟	0 棟（H27）
小中学校数	学校再編後の小中学校数	33 校	28 校
特別支援教育研修会受講済み教員数	市の特別支援教育に関する研修会を受講したことのある教員の割合	約 25%	75%

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 教育環境の整備

災害復旧事業を平成 25 年度中に完了させます。また、学校施設の耐震化については平成 27 年度までに、幼稚園施設の耐震化については、幼保一元化の動向を踏まえた上で対応します。また、老朽化した校舎より順次整備することで学校施設の長寿命化を図り、平成 29 年度までに 10 棟の改修を目指します。

学校等適正配置計画実施プランの推進を市民協働で図り、必要に応じて見直しを行いながら、円滑な学校の再編を図ります。

学校図書の充実については、平成 29 年度までに全ての学校を基準値以上に整備します。

### ◇主な事業

- ・新島中学校校舎新築復旧事業（重点）
- ・学校施設の耐震化事業（重点）
- ・老朽校舎の大規模改修事業（重点）
- ・学校統合整備事業（香取市学校等適正配置計画実施プランの推進と見直し）
- ・快適な教育環境の充実事業（LAN工事の整備）（学校図書の充実）
- ・就学援助の実施（要・準要保護就学援助、特別支援教育就学奨励費、遠距離通学費補助事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業）

### 方針 2 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

毎年実施している香取市標準学力調査、生活習慣病予防検診を継続します。また、選手派遣費助成金、健康診断、思春期教育を実施します。さらに、教職員に対し、人権尊重教育に対する意識の高揚を図るために研修会を実施します。

#### ◇主な事業

- ・学力状況調査の実施（小学校5年生、中学校2年生を対象とした香取市標準学力調査）  
（重点）
- ・道徳教育の充実
- ・人権尊重教育の充実
- ・健康教育・学校体育の充実（選手派遣の助成、児童生徒の健康診断、思春期教育の実施）
- ・学校給食の充実

#### **方針3 特色ある学校教育の推進**

中学校2年生を対象にキャリア教育の一環として体験学習を毎年実施します。また、外国語教育（英語）の充実を図るために語学指導推進事業を、国際性豊かな人材の育成のために姉妹校交流事業を継続して実施するなど、特色ある学校教育を推進します。

#### ◇主な事業

- ・キャリア教育の充実（中学生社会体験学習事業の実施）
- ・国際理解教育の推進（姉妹校交流事業、語学指導推進事業の実施）
- ・情報教育の充実（学校教育情報ネットワーク整備事業の継続、コンピュータ利用教育の実施）
- ・地域の特性を生かした教育の推進（社会科副読本の活用）

#### **方針4 指導・相談体制の充実と安全で開かれた学校づくりの推進**

若年層の教職員向けの研修会を実施し、資質向上を図ります。また、児童・生徒の様々な相談を受ける相談体制の充実や学校支援ボランティアの活用、地域への学校情報の発信など開かれた学校づくりを推進します。

#### ◇主な事業

- ・教職員の研修の充実
- ・教育相談、指導体制の充実
- ・学校支援ボランティアの活用（登録の推進と事業の資質向上）
- ・学校情報発信の促進（ウェブサイトの開設・更新）
- ・安全な学校づくりの推進（新1年生に防犯ブザーの配付、通学路の安全確保、避難訓練の実施）

#### **方針5 特別支援教育の推進**

香取市特別支援連携協議会、専門家チーム会議、巡回相談、特別支援教育支援員研修会を実施することで、特別支援教育に対する教職員の理解を促します。

#### ◇主な事業

- ・特別支援教育の指導・相談・研修の実施（協議会・専門家チーム会議・研修会の開催、巡回相談の実施）
- ・校内特別支援委員会活動の充実

## **方針6 幼児教育の推進**

既存の幼稚園の運営を継続するとともに、香取市立幼稚園再編基本方針に基づいて、施設の再編を進めていきます。また、幼保連携施設の整備を進めます。

### **◇主な事業**

- ・ 幼稚園教育の充実（私立幼稚園協会補助金の交付）
- ・ 幼保連携施設の整備（幼保連携施設の制度構築等）

### **■市民・地域への期待**

- ・ 学校運営に興味を持ち、学校教育に積極的に関わる姿勢が望めます。
- ・ 少子化に伴う過小規模校を中心とした学校再編に関心を持ち、今後の学校統合への理解が求められます。
- ・ 学校支援ボランティアへの積極的な登録・参加が望めます。

施策名	4-2 青少年育成	主担当課 関係課	生涯学習課
-----	-----------	-------------	-------

## ■5年間の目標

青少年活動の推進、団体や指導者の育成など、青少年教育の基盤となる体制を整備することで、次代を担う青少年の健全な育成を目指します。

## ■現状

本市では、子どもたちが家庭を離れて、異年齢集団での生活体験をすることで、自主性、協調性を養うとともに、保護者自身が日頃の親子関係を改めて見直すことを目的とした通学合宿や親子での様々な実体験をとおして、親子のふれあい、語り合いの中から良好な親子関係を築くことを狙いとする親子ふれあい教室など様々な目的の事業を展開しています。

また、青少年総合対策推進の担い手である青少年相談員や子ども会活動をサポートするジュニアリーダーを育成し、青少年相談員やジュニアリーダーが中心となって、各種活動を展開することで、青少年育成の取組を進めてきました。

青少年健全育成の面では、関係機関との連携の下、青少年相談員等による防犯パトロールや有害ビラ撤去も定期的を実施しており、香取警察署管内の補導件数及び検挙数の減少、有害ビラの張り紙等の件数減により、一定の成果が見られます。

さらに、青少年相談員やジュニアリーダーに対する研修会の実施などにより、青少年相談員等の資質向上や育成も行っています。

その一方で、青少年相談員や子ども会などが主催する野外活動やスポーツ大会への参加促進を図っていますが、塾や習い事に通う子どもたちの増加などから、一部の事業を除き、各種事業に対する子どもの参加率は高くはないのが現状です。また、少子化や役員（育成者）の受手不足などにより、子ども会活動の休止や、単位子ども会を解散した地域もあります。

## ■課題

少子化や役員（指導者）不足等により子ども会の活動休止や解散した地域もあることから、指導者やジュニアリーダー等の育成に努めるとともに、子ども会活動などが活発化するよう支援する必要があります。

- ① 活動の担い手に対する継続的な育成や支援が求められています。
- ② 単位子ども会組織の強化が必要です。
- ③ 青少年健全育成活動への参加促進が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
ジュニアリーダー登録数	子ども会活動をサポートする中学生、高校生等の登録数	18 人	33 人
単位子ども会への参加率（加入率）	子ども会への小学生の加入率	56.8%	75.0%



通学合宿開催校数（校）	子どもたちが、親元を離れ共同生活を体験する通学合宿を実施する小学校数	2校 (24年度)	5校
-------------	------------------------------------	--------------	----

## ■具体的な取組内容

### 方針1 青少年相談員やジュニアリーダーの育成

青少年相談員に対しては、市内で実施する研修会及び県主催の全体会や課題研修会などへの積極的な参加を促すことにより、資質の向上を図ります。また、中学生以上を対象に、香取地区子ども会育成連絡協議会や千葉県子ども会育成連合会主催のジュニアリーダー講習会への参加を促進することで、ジュニアリーダーの登録者数を増やし、子ども会活動を推進する基盤をつくります。

#### ◇主な事業

- ・青少年相談員課題研修会への参加、ルール講習会への参加
- ・ジュニアリーダー（初級・中級・上級）認定講習会への参加

### 方針2 単位子ども会組織の強化

子ども会組織の必要性の周知を行うとともに、指導者講習会や育成者講習会の参加、単位子ども会の統合を促進します。

#### ◇主な事業

- ・PR事業（広報だより等の発行）
- ・育成者講習会への参加
- ・安全教育講習会への参加

### 方針3 青少年健全育成活動の充実

スポーツ大会、つどい大会、体験学習などは、より参加しやすい内容へ改善します。また、ポスター・チラシ等で行事を周知するとともに、関係者との事前会議等によりスムーズな運営を図ります。

関心度が高い通学合宿については、実施校の拡大に向けて、ジュニアリーダー、高校生ボランティア等との連携を強化します。

#### ◇主な事業

- ・通学合宿事業
- ・各種スポーツ大会等の実施

## ■市民・地域への期待

- ・子ども会の役割を理解し、積極的に加入することが望まれます。
- ・指導者・育成者として、青少年育成に対する積極的な活動への協力が望まれます。

施策名	4-3 生涯学習	主担当課 関係課	生涯学習課
-----	----------	-------------	-------

## ■5年間の目標

市の関係機関・各種団体との連携協力体制を強化し、生涯学習を行う環境を整備することで、生涯学習推進計画に定める「いつでも、どこでも、だれでも学べ、学習した成果が社会の中で生かされる学習環境づくり」の理念の下、市民が自ら学ぶことができ、自ら学んだ学習成果を地域社会へ還元することができるまちを目指します。

## ■現状

本市では、平成23年3月に生涯学習推進計画を策定し、全庁体制による「学習機会の提供」「学習支援の体制整備」「生涯学習施設の整備・充実」「生涯学習推進体制の充実」の4つの柱について具体的な施策とその関係機関等を示しました。

具体的な取組として、「学習機会の提供」に関しては、生涯学習の基礎作りとして、家庭教育の充実、生涯学習の視点に立った学校教育の充実、地域教育力の醸成、社会教育活動の充実、人権尊重社会の醸成等がありますが、特に地域ぐるみで家庭教育の充実を図るため、市内31小中学校で家庭・学校・地域連携推進事業を展開するとともに、各種生涯学習講座も開催しています。

「学習支援の体制整備」に関しては、文化協会連合会及び当該傘下の各文化協会への活動支援を行うことや各種団体・サークル等の育成を行い、生涯学習を行いやすい環境づくりに努めています。

「生涯学習施設の整備・充実」「生涯学習推進体制の充実」に関しては、平成22年10月に佐原中央図書館に新システムを導入し、インターネットサービスを開始したほか、平成23年度には資料の充実を図り、千葉県内各図書館と連携をしています。

その一方で、生涯学習講座の参加者が減少するとともに、地縁的つながりの希薄化により子どもたちのコミュニケーション力が低下しています。

また、施設面に関しては、佐原文化会館の耐震補強の大規模改修工事は、平成24年度着工、25年度竣工を予定していましたが、東日本大震災の影響もあり、工事が延期となっています。この方針に関する、市民からの問い合わせも多くなっており、その方向性を検討しています。

## ■課題

生涯学習講座の参加者が減少傾向にあることから、各種生涯学習講座の充実や関連施設を整備していく必要があります。

- ① 自ら学んだ学習成果を地域社会へ還元するための機会が求められています。
- ② 様々な対象者にあった学習プログラムの充実が求められています。
- ③ 生涯学習推進計画の進行管理が必要です。
- ④ 生涯学習施設の整備、充実が必要です。
- ⑤ 図書館の新規登録者の増及び利用促進が必要です。
- ⑥ 文化・芸術活動の振興が求められています。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
生涯学習ボランティアの登録者数（人材バンク制度）	生涯学習に主体的に関わりたいと考えているボランティアの登録者数	66 人	100 人
一日の資料貸出冊数（人口 1,000 人当たり）	年間貸出冊数/年間開館日数/人口×1000	6.8 冊	8 冊

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 人材バンク制度の周知と活用の推進

人材バンク制度の活用により、生涯学習活動で得た知識や技能を社会に還元できるようにします。広報活動を充実させることで、5年間で、100人まで登録者数を増やし、各種事業（生涯学習課の事業だけでなく、福祉や人権など幅広い事業）や学校教育等の場で活躍できる人材を発掘します。

#### ◇主な事業

- ・人材バンク推進事業（広報紙、ウェブサイト、パンフレット等によるPR事業、人材活用）  
（重点）

### 方針 2 学習プログラムの充実

各世代の学習ニーズにあった生涯学習プログラムを展開するとともに、地域性を考慮した生涯学習プログラムを構築します。また、市民が受けたいプログラムや参加しやすい日時等ニーズを調査し、事業に反映させます。

なお、生涯学習プログラムの事業実施に当っては、これまで社会教育施設として活用していた公民館等のほか、今後設置される各市民センターについても積極的な利活用を図っていきます。

#### ◇主な事業

- ・公民館管理運営事業（主催事業の充実）

### 方針 3 生涯学習推進計画に基づいた事業の展開

平成 23 年に策定した生涯学習推進計画に計画されている事業を推進します。また、各所管で実施しているイベントや生涯学習に関わるメニューを集約化し、情報発信することで、市民にとって分かりやすいシステムを構築します。

#### ◇主な事業

- ・関係機関、関係団体、民間等とのネットワーク化事業

### 方針 4 図書館の新規登録者の増及び利用促進

図書館の利便性を向上させ、登録者の増や利用促進を図ります。特に、平成 25 年 4 月に、小見川市民センター内にオープンする小見川図書館の利用促進を図ります。

また、生涯学習の拠点として、レファレンス業務に重点を置くとともに、現在実施しているブ

ックスタートや絵本の読み聞かせを継続します。

#### ◇主な事業

- ・広報紙やウェブサイトによる充実した情報提供
- ・ネットワーク化の推進
- ・蔵書の充実

#### **方針5 生涯学習施設の整備・充実**

市民が快適で安全に生涯学習に取り組めるよう、各生涯学習施設の適正な維持・改修等を進め機能の充実を図ります。

#### ◇主な事業

- ・佐原文化会館耐震補強、大規模改修事業

#### **方針6 文化・芸術活動の振興**

文化協会（連合会）へ活動の支援を行い、市民文化祭や文化協会展を開催するなど、文化・芸術活動に触れる機会を確保します。

#### ◇主な事業

- ・文化協会（連合会）補助事業（文化・芸術活動団体の活動支援、機会の提供）
- ・文化施設の整備

#### **■市民・地域への期待**

- ・自ら学んだ内容を積極的に社会に還元することが望まれます。
- ・生涯学習施設を気軽に利用することが望まれます。



施策名	4-4 スポーツ活動	主担当課 関係課	スポーツ振興課
-----	------------	-------------	---------

## ■5年間の目標

するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツを推進し、全ての市民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送ることができるまちを目指します。

## ■現状

中高年を中心とした健康志向の高まりや、中学校における武道・ダンス教育の必須化等を背景として、市民のスポーツに関する関心は近年ますます高まりつつあります。

また、本市はボート・カヌー等の水上スポーツにおいては全国的にレベルの高い地域として認識されつつあり、陸上競技においても体育協会主体のクラブが設立され、小学校から一般までの会員が高いレベルでの練習を行っています。

こうした市民のスポーツ活動を支援するために、本市はこれまでに平成 23 年のスポーツ振興法の全面改正を踏まえたスポーツ推進計画の策定に取り組んできたほか、市民ニーズや各年齢層に応じた各スポーツ教室の展開、体育施設のインターネット予約システムの導入を行ってきました。

現在は、既存のスポーツ施設の基盤整備を進めるとともに、総合運動公園についての検討を行っています。

## ■課題

市民のスポーツに関する関心は近年ますます高まりつつあり、各種スポーツ教室の開催やスポーツ団体等への支援、指導者の育成等に努める必要があります。また、既存のスポーツ施設の基盤整備や総合運動公園の検討が必要になっています。

- ① スポーツ活動を推進していく必要があります。
- ② スポーツ活動団体への支援が求められています。
- ③ スポーツ活動を行うための環境整備が求められています。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
スポーツ少年団員数	市内スポーツ少年団 28 団体の 団員数 (千葉県内団員数 17,700 人)	720 人	720 人
体育協会会員数	体育協会の会員数	3,719 人	5,000 人
スポーツ施設利用者数	市が管理している 19 スポーツ 施設の利用者数	225,905 人/年	284,500 人/年

## ■具体的な取組内容

### 方針1 豊かなスポーツライフの実現

スポーツを通して市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、スポーツ団体等への支援やスポーツボランティア・指導者の育成及び高齢者・障害のある人のスポーツ推進を図ります。また、既存スポーツ施設の基盤整備・総合運動公園の検討を進めます。

子どもの体力向上については、体力テスト全項目のレベルアップを目標に指導体制の充実を図ります。

#### ◇主な事業

- ・子どもの体力向上事業
- ・高齢者・障害のある人のスポーツ推進
- ・スポーツボランティア・指導者の育成
- ・スポーツ団体の支援
- ・既存スポーツ施設の基盤整備・総合運動公園の検討
- ・水上スポーツ等の推進

### 方針2 総合型地域スポーツクラブの育成

市民主体のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、その育成を図ります。

#### ◇主な事業

- ・総合型地域スポーツクラブの育成

### 方針3 競技スポーツの推進

競技スポーツの推進を図るため、市民、特に子どもたちがスポーツへの憧れを抱いたり、スポーツの生み出す大きな感動・興奮を感じたりする機会の充実を図ります。

#### ◇主な事業

- ・トップアスリートによる講演会等の開催
- ・スポーツ優秀選手への表彰、報奨制度、派遣費の充実

## ■市民・地域への期待

- ・スポーツ活動に積極的に取り組むことが望まれます。
- ・スポーツ教室や行事に積極的に参加することが望まれます。

施策名	4-5 歴史・文化	主担当課 関係課	生涯学習課
-----	-----------	-------------	-------

## ■5年間の目標

市内の指定史跡や伝統的建造物群等の整備を進めることにより、魅力的な文化財にあふれるまちを目指します。

## ■現状

本市では、現在、国、県、市合わせて179件の指定文化財があります。このほかに保存地区としての国選定が1件、国登録建造物が3件あるなど、本市は重要な文化遺産の宝庫です。

これまでは、伊能忠敬記念館の各種活動を充実させるとともに、良文貝塚や佐倉油田牧の馬土手跡をはじめとする重要遺跡については、公有化を図るべく調査を行っているほか、その他の遺跡についても、随時、測量・確認調査を進めています。

市民意識調査では、「歴史文化の継承保存」「歴史景観の保存整備」に対しては、満足度が非常に高くなっており、これまでの歴史・文化に対する取組には、一定の成果が出ていると思われています。

その一方で、東日本大震災により伝統的建造物群の中核をなす国・県指定建造物が被災したため、文化財の価値を維持するための修復工事が急務となっています。

さらに、神楽・山車行事をはじめとする祭礼等の伝統文化の継承は、現時点では引き継がれていますが、今後少子高齢化や生活様式の変化により、維持することができない可能性もあり、早い段階でその対応策を講じる必要があります。

## ■課題

震災により歴史的建造物が被災し、文化財の価値を維持するための修復工事が必要となっています。

また、市内には、神楽・山車・神輿行事などの多くの伝統文化が残っていますが、その継承について支援する必要があります。

- ① 重要遺跡の調査を継続的に進めることが必要です。
- ② 被災した指定建造物等への対応が必要です。
- ③ 市内の指定史跡等の継続的な保存と活用に向けての取組が求められます。
- ④ 伝統文化や民俗文化財の継承が必要です。
- ⑤ 埋蔵文化財調査については、適正な発掘調査の実施が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
国指定史跡の追加指定及び公有化数(件)	公有化:史跡の個人から市への所有権移転	1件	2件
復旧する文化財の数(件)	震災で被災し復旧する国指定・県指定文化財(建造物・史跡)の件数	2件	6件



指定文化財説明板設置数(件)	指定文化財の説明板の設置数	116件	125件
----------------	---------------	------	------

## ■具体的な取組内容

### 方針1 一部指定の国史跡及び重要遺跡の調査の推進

遺跡の範囲及びその性格を把握するための確認調査を実施することで、指定範囲の拡大や公有化を図り、適切な保全を行います。

これらについては、調査が終了し、報告書を刊行した後に関係機関と協議を行った上で、指定範囲の拡張、公有化に向け取り組みます。

#### ◇主な事業

- ・ 良文貝塚（報告書刊行後、指定地拡大について検討）
- ・ 香取神宮遺跡（報告書刊行後、指定史跡候補）
- ・ 佐倉油田牧（報告書刊行後、指定史跡候補）
- ・ 伊能忠敬旧宅跡（報告書刊行後、指定地拡大について検討）

### 方針2 被災した指定建造物等の修復及び耐震化対策の実施

震災により、国指定文化財2件・県指定文化財8件・市指定文化財6件が被害を受けました。文化財・観光資源として、順次対応して復旧を図ります。

また、伝統的建造物群保存地区の中心的施設である三菱館の安全を確保するために、専門家等の意見を踏まえて、今後の方向性について検討します。

#### ◇主な事業

- ・ 伊能忠敬旧宅の修復事業
- ・ 県指定建造物の修復事業
- ・ 市指定文化財の修復事業
- ・ 三菱館耐震診断調査事業

### 方針3 史跡等の指定文化財の保存と活用の推進

史跡等の保存・整備を継続し、地域資源として活用していきます。また、市内に所在する指定文化財の有効活用を促進するため、基礎的調査、保存活動を進めるとともに、文化財マップの作成を行うことで、文化財の市民への普及・啓発を図ります。

また、香取市文化財保存館の展示内容の充実を図ります。

#### ◇主な事業

- ・ 指定史跡・天然記念物等の管理事業
- ・ 文化財説明板の修理、新規設置事業
- ・ 文化財マップの作成（重点）
- ・ 香取神宮本殿整備事業

#### **方針4 伝統文化・民俗文化財及び伝統的建造物群の保存と活用**

数多くの文化資源をもつ、誇りある歴史のまちとしての特性を維持し、それを観光事業などに活用していくために、重要伝統的建造物群保存地区における建造物の保存、各所に残る伝統芸能及びその用具等の保存や祭事の伝承を行います。

##### **◇主な事業**

- ・佐原山車行事伝承保存会の活動支援事業
- ・伝統芸能等に係る後継者育成事業

#### **方針5 埋蔵文化財の発掘調査事業の実施及び出土遺物保管場所の確保**

民間、公共機関による開発行為に伴う発掘調査や個人宅造等による緊急の発掘調査を実施します。また、発掘調査によって出土した遺物を保管する場所を確保し、適切な管理に努めます。

##### **◇主な事業**

- ・民間機関の開発行為に伴う発掘調査事業
- ・公共機関の開発行為に伴う発掘調査事業
- ・個人宅造等の緊急発掘調査事業
- ・出土遺物保管場所の確保

#### **■市民・地域への期待**

- ・市内の伝統文化や指定文化財への一層の理解が望めます。
- ・祭礼や地域伝統芸能の保存・伝承等に積極的に参加することが望めます。



施策名	5-1 土地利用	主担当課 関係課	都市整備課 企画政策課
-----	----------	-------------	----------------

## ■5年間の目標

各地域の特徴に対応した土地利用を誘導するとともに、大規模未利用地の有効活用を図ることにより、活力のあるまちを目指します。

## ■現状

本市では、高齢化と人口減少が進んでいます。このような状況を踏まえ、平成 22 年に都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランを策定し、市の目指すべき土地利用の方針を明らかにしました。現在、この方針に従い、一体性をもった計画的な土地利用を進めるため、市全域を都市計画区域に指定するための作業を進めています。

また、都市計画道路として指定したものの長期にわたり未着手となっている佐原駅前線をはじめとする 4 路線について、生活環境の変化等を踏まえ、今後の整備について見直しを進めています。

本市の活力を高めるための土地利用については、佐原本宿耕地地区への大規模小売店舗の出店計画に基づき、土地の用途変更の準備を進めていましたが、景気低迷等により計画が見直されたため、土地利用が進んでいません。

また、成田国際空港の発着枠拡大や主要地方道成田小見川鹿島港線及び国道 356 号への首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の接続（平成 27 年度以降）、また東総有料道路の無料化（平成 30 年度）により、沿線道路沿い等での土地利用ニーズの高まりが想定されます。このため、都市計画マスタープランの中で、小見川用地、旧多田工業団地建設予定地、大関地区を都市活性化拠点として位置付け、適正な土地利用を進めています。

さらに、小規模宅地開発についても、調和のとれた開発となるよう、社会経済環境の変化を踏まえ指導しています。

市民意識調査では、「調和の取れた土地利用の推進」について、満足度は 31 位と低くなっており、市民の多くが、これまでの土地利用について、十分でないと考えています。

## ■課題

平成 22 年に策定した都市計画マスタープランに基づき、総合的・計画的な土地利用を推進することが求められています。特に、小見川用地や旧多田工業団地建設予定地などの大規模未利用地の有効活用を検討する必要があります。

- ① 調和のとれた大規模土地の有効利用が必要です。
- ② 市全域を都市計画区域に指定する必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
用途地域内等の宅地等面積	都市計画税課税区域内の宅地及び宅地比準土地面積	6,218 千㎡	6,240 千㎡

## ■具体的な取組内容

### 方針1 大規模土地の有効利用

無秩序な開発を抑制し、調和のとれた計画的な土地利用を行うため、社会状況やインフラ整備の状況を踏まえ、適正な土地利用を誘導します。

#### ◇主な事業

- ・大規模土地の有効活用（重点）
- ・太陽光発電（メガソーラー）等導入事業

### 方針2 市全域の都市計画区域の指定

市全域での一体性のある土地利用を図るため、山田、栗源地区の都市計画区域への指定を進めます。

#### ◇主な事業

- ・都市計画区域指定

## ■市民・地域への期待

- ・調和のとれた土地利用への協力が望まれます。

施策名	5-2 市街地整備	主担当課 関係課	都市整備課 商工観光課
-----	-----------	-------------	----------------

## ■5年間の目標

駅周辺の整備や歴史的建造物の修理・修景などにより、市民や来訪者の利便性と居住者の住環境の向上を図るとともに地域資源等を有効に活用し、市街地ににぎわいがあふれるまちを目指します。

## ■現状

本市では、震災による影響により、平成 23 年には来訪者が大幅に減少しました。また、店主の高齢化等により、空き店舗や空き地が増加しており、市街地のにぎわいが失われています。

このような中、市の玄関口の一つである JR 佐原駅の駅舎改築に併せて、観光交流センターを整備し来訪者の利便性を高めるとともに、国道 356 号沿いに佐原広域交流拠点施設水の郷さわらを整備しました。水の郷さわらは現在、年間約 100 万人が訪れる施設となっています。

また、佐原地区については、平成 23 年度に香取市中心市街地活性化基本計画を策定するとともに、佐原市街地地区都市再生整備計画を策定し、小見川地区については、平成 22 年度に香取市小見川市街地整備基本計画を策定し、平成 23 年度に小見川駅周辺地区都市再生整備計画を策定しています。両地区とも、平成 28 年度の完成に向け、それぞれ駅前広場及び駐輪場等の整備を進めています。

佐原地区では、本市固有の歴史的景観をまもり、そだて、つくるため、小野川周辺の歴史的建造物の修理及び修景、防災施設や景観に配慮した街路灯の整備、公共施設の修景等も実施しています。また、実験店舗の運営、公共施設の修景、回遊性向上研究などで大学と協働するほか、市民団体と協働し伝統木造建築の耐震補強マニュアルの開発に着手するなど、官民学協働によるまちづくりを推進しています。

## ■課題

空洞化の進む JR 佐原駅周辺地区や JR 小見川駅周辺地区の整備が大きな課題となっています。

震災により歴史的建造物が被災し、市民のみならず市外からも早期の修復が望まれています。また、小野川周辺の電線地中化など歴史的町並みの保存・整備が強く求められています。

- ① 佐原地区の町並みの保存が必要です。
- ② 歩行者の快適性の確保が必要です。
- ③ 駅周辺の再生整備が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
小野川周辺の観光入込客数	歴史的建造物が建ち並ぶ佐原・小野川周辺の年間観光客数（近隣施設の入場者数から算出）	33.0 万人/年	58.1 万人/年
小見川地域への観光入込客数	小見川地域の年間観光客数	33.2 万人/年	41.7 万人/年

佐原駅前広場利用者の満足度	8項目5段階評価アンケートの平均点 ※80点満点	40.4点	52.0点
小見川駅前広場利用者の満足度	8項目5段階評価アンケートの平均点 ※80点満点	40.0点	52.0点

## ■具体的な取組内容

### 方針1 歴史的な町並みの保存の推進

歴史的建造物の災害復旧や修理・修景を実施するとともに、小野川左岸及び香取街道の電線の地中化や街路灯を整備することで、佐原の歴史ある町並みの景観を保全し、居住者の住環境の向上を図ります。

#### ◇主な事業

- ・電線共同溝整備事業（小野川左岸、下新町の電線地中化整備、香取街道の電線地中化の県への要望）（重点）
- ・街路灯整備事業
- ・伝統木造建築の耐震補強マニュアル策定事業（重点）
- ・歴史的建造物の修理・修景事業

### 方針2 歩行空間の整備

市街地での歩行者の快適性を確保するため、中心市街地外周部に駐車場を整備し、市街地への車の流入を抑制します。

#### ◇主な事業

- ・中心市街地外周部駐車場整備事業

### 方針3 駅周辺の再生整備の推進

商店街等の空洞化を抑制し、活力ある市街地を形成することにより、駅前の賑わいを創出するため、佐原駅及び小見川駅周辺を整備します。

#### ◇主な事業

- ・佐原市街地整備事業（重点）
- ・小見川市街地整備事業（重点）

## ■市民・地域への期待

- ・魅力ある商店街の形成が望まれます。
- ・歴史的な町並みへの関心を高めることが望まれます。

施策名	5-3 居住環境	主担当課 関係課	都市整備課 企画政策課
-----	----------	-------------	----------------

## ■5年間の目標

公営住宅の新築・改修の実施や木造建物の耐震化を推進するとともに、定住促進策の実施により、市民が安心して住み続けることができるまちを目指します。

## ■現状

本市では、平成23年度現在で、木造住宅の耐震化率が44.2%、特定建築物の耐震化率が84%になっています。

木造住宅の所有者に対しては、住宅の耐震化診断・改修方法についての個別相談会を設けるなど、耐震化の理解の向上、耐震化の促進を図っています。

本市の公営住宅の入居率は81%ですが、住宅の老朽化が進んでおり、居住者からの修繕に関する要望が増加していることから、平成22年度に公営住宅等長寿命化計画を策定し、平成23年度から大戸団地の大規模改修を進めるなど、計画的な修繕を実施しています。小見川市街地では、企業の撤退により民間賃貸住宅の空室が増加している一方で、資産の有効活用などから賃貸住宅の建設が進められており、住宅の需給バランスが崩れています。

また、東日本大震災により、被災した市民が一日も早く、震災前の生活に戻れるよう、地盤被害をもたらした液状化の検証及び対策工法の検討、災害公営住宅の建設、相談窓口の拡充や問題解消のためのきめ細やかな対応を進めています。

今後の施策展開としては、人口減少を食い止めるための対策が求められています。そこで、若手職員による定住促進策を検討する庁内検討会を設置し、事業化へ向けた検討を行っています。

## ■課題

震災により市内全域で住宅の倒壊や傾斜などの大きな被害を受けており、特に液状化による被害を受けた地域では、沈下した家屋の補修や地盤の改良などに多額の費用を要するだけでなく、補修方法等が確立されていないこともあり、対応に苦慮している世帯が多い状況です。

また、人口減少が進む中で、定住促進に向けた取組が必要になっています。

- ① 被災者の住宅再建への支援が必要です。
- ② 住宅の耐震化など、良好な住宅環境の整備が必要です。
- ③ 市営住宅の計画的な改修と効率的な維持管理が必要です。
- ④ 定住促進に向け、住宅面での優遇策を実行する必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
木造住宅の耐震化率（%）	木造住宅のうち耐震基準を満たす住宅（昭和57年以降建築）の割合	44.2%	80.0%



特定建築物の耐震化率（%）	公共の建築物（昭和56年以前建築）のうち耐震基準を満たす建築物の割合	84.0%	90.0%
---------------	------------------------------------	-------	-------

## ■具体的な取組内容

### 方針1 被災者の住宅再建の支援

被災者の住宅再建の負担を軽減するため、借入資金に対する援助を行います。また、住宅の再建が困難な被災者が安心して生活できるよう、災害公営住宅の整備を行います。

地盤被害をもたらした液状化の検証及び対策工法の検討を行い、住宅再建の際に参考となる液状化対策情報を提供します。

#### ◇主な事業

- ・被災者住宅再建資金利子補給事業（重点）
- ・災害公営住宅整備事業（重点）
- ・市街地液状化対策事業

### 方針2 良好な住宅環境の整備・促進

市民の生命、財産を震災から守り、安心して暮らせるよう、住宅の耐震診断や耐震化を促進します。また、良好な宅地の供給が行われるよう、民間の宅地開発に当たり適正に指導を行います。

#### ◇主な事業

- ・住宅耐震診断助成事業
- ・住宅耐震改修助成事業
- ・民間宅地開発の適正指導

### 方針3 公営住宅の計画的な改修と効率的な維持管理の実施

老朽化の進む公営住宅に、居住者が長期的に安心して快適に生活できるよう、計画的な改修と効率的な維持管理を実施するため、指定管理者又は業務委託による管理を検討します。また、公営住宅の老朽化対策として、民間賃貸住宅の空き室の有効活用を検討します。

#### ◇主な事業

- ・公営住宅大規模改修事業（大戸団地A棟等）

### 方針4 住環境面からの定住推進体制の整備

市外からの流入人口を増加させるため、情報発信を強化するとともに、本市への定住につながる転入者や住宅新築者への優遇方策を検討、実現できるよう体制を強化します。

#### ◇主な事業

- ・定住促進事業（転入者や住宅新築者への優遇等の検討）

## ■市民・地域への期待

- ・所有する建物の耐震化を進めることが望まれます。



施策名	5-4 道路整備	主担当課 関係課	建設課・道路河川管理課 都市整備課
-----	----------	-------------	----------------------

## ■5年間の目標

市内外を結ぶ国・県道等幹線道路の整備要望の推進と、市内を結ぶ幹線道路等の整備、生活道路等の維持補修を計画的に進めることにより、地域の経済発展と振興を推進し、利便性が高く、安全に通行できる道路網が整ったまちを目指します。

## ■現状

平成 19 年度に道路整備の総合的な指針となる香取市幹線道路網整備計画を策定し、これに基づき幹線道路等の整備を推進しています。この中で、将来整備することが求められる主要幹線道路の整備路線として位置づけのある国・県道については、千葉県等関係機関に対して要望活動を行っています。市が整備する幹線道路、補助幹線道路については、計画に示された優先順位に基づき、効果の期待できる路線から順次着手しています。

また、佐原都市計画道路のうち、仁井宿与倉線（第三工区）牧野地先については、平成 14 年度に事業認可を受け、平成 27 年度の完了を目途に事業を推進しています。県が施工する仁井宿与倉線・佐原多古線（第四工区）牧野地先については、平成 24 年 1 月に事業認可を受け、今後事業を推進します。なお、長期未着手道路 4 路線については、生活状況や交通事情の変化を踏まえ、今後の整備方針の見直しを行っています。

生活に密着した生活道路等の安全性を確保するため、道路の整備及び維持管理を行っています。特に、道路の除草や側溝の清掃については、地域との協働により進めています。

市内の橋梁については、老朽化が進んでいることから、平成 23 年度に香取市橋梁長寿命化修繕計画を策定し、重要度、緊急度等により順次、修繕対策を実施しています。また、これまでに緊急輸送道路である東関東自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強対策を実施しました。

一方、大雨の際に地形的な条件により流末が確保できず冠水が発生する地域があります。これらを未然に防ぐため流末の確保、排水量の調整施設等の排水整備が必要です。

東日本大震災では、市内の多くの道路等が被災し、震災直後から、一刻も早い復旧に取り組み、現在は、上水道・下水道工事等と連携し災害復旧事業を進めています。

## ■課題

香取市幹線道路網整備計画に基づき、計画的な道路整備を進める必要があります。

また、市の地域振興のために重要な役割を担う国・県道の整備について、国、県に対して要望活動を継続する必要があります。

- ① 災害復旧工事を早期に完了させる必要があります。
- ② 幹線道路の整備を推進する必要があります。
- ③ 都市計画道路の整備を推進する必要があります。
- ④ 道路を安全に通行できるよう維持管理していく必要があります。
- ⑤ 排水対策を推進する必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
道路改良率	改良済延長/実延長	60.6%	62.0%
道路舗装率	舗装済延長/実延長	81.3%	83.0%

## ■具体的な取組内容

### 方針1 災害復旧工事の早期完了

東日本大震災による災害復旧工事を上水道・下水道工事等と連携し早期完了を目指しています。

#### ◇主な事業

- ・災害復旧事業

### 方針2 幹線道路の整備

市内と市外を結ぶアクセス道路となる国・県道の整備の促進を関係機関に働きかけるとともに、市内の交流を促進する連絡道路、市内を横断する幹線道路、市街地環状道路の整備を推進します。

#### ◇主な事業

- ・国道 356 号バイパス整備要望
- ・県道の整備要望（(主) 成田小見川鹿島港線等）
- ・交流促進連絡道路の整備（市道 I-10 号線（九美上地先）外道路改良事業等）
- ・香取市横断幹線道路の整備（市道 I-51 号線（長岡地先）外道路改良事業等）

### 方針3 生活道路の利便性・安全の確保

市内各地区間の交通の円滑化を図るため、各地区を結ぶ生活道路や都市計画道路仁井宿与倉線の整備を進めます。

また、道路及び橋梁の安全性を確保するため、計画的な改築・補修を実施するとともに、自治会等と協働して道路の維持管理を行います。

#### ◇主な事業

- ・補助幹線道路網の整備（市道 II-32 号線（阿玉台地先）外道路改良事業）
- ・仁井宿与倉線整備事業
- ・橋梁長寿命化対策事業（本矢作第 1 橋外橋梁修繕事業）

### 方針4 排水対策の充実

市内の冠水発生箇所の排水設備を整備し、冠水の発生を防ぎます。

#### ◇主な事業

- ・排水整備事業
- ・排水路維持補修事業

## ■市民・地域への期待

- ・道路の除草や道路側溝等の維持管理活動への参加、実施が望めます。



<b>施策名</b>	<b>5-5 公共交通</b>	<b>主担当課 関係課</b>	<b>企画政策課 商工観光課・都市整備課</b>
------------	-----------------	---------------------	------------------------------

## ■5年間の目標

市民の身近な交通手段である路線バスの運行維持を図るとともに、地域住民の生活スタイルや生活圏を考慮しながら循環バスなどの利便性向上を図り、あわせて、新たな運行形態について検討し、地域に密着した公共交通の確保を目指します。

## ■現状

本市では、これまでに香取市地域公共交通総合連携計画を策定し、小見川循環バスの導入や佐原循環バス周遊ルートへの導入に加え、各循環バスの運行ルートの見直しや停留所の増設等を行ってきました。

また、香取市小見川市街地整備基本計画を策定し、JR小見川駅周辺地区のハード・ソフト事業を検討するとともに、佐原駅周辺地区における都市再生整備計画を定め、JR佐原駅周辺の駐輪場のほか、佐原駅舎及び観光交流センターの整備を行い、さらにバリアフリー化に対応するため駅構内にエレベーターの設置を進めてきました。

しかし、車社会の進展及び人口減少等に伴い、市内を運行する路線バス及び市内各駅の利用者は全体として減少傾向にあり、近年では高齢化の急速な進行に伴うドア・ツー・ドアへのニーズの増加など、きめ細かな公共交通体系を整備することが求められるようになってきています。市民意識調査でも「公共交通体制の整備」は、重要度が高く、満足度は低い結果です。

公共交通体系の維持・整備は財政上も大きな課題となっていますが、市民が本市を住みにくいと考える原因の一つにもなっているため、今後は関係事業者との協議を進めながら利便性の向上に努めることが必要となっています。

## ■課題

市内を運行する路線バス利用者数が減少していることから、路線バスの運行維持対策が必要となっています。また、千葉・東京方面への交通手段である鉄道や高速バスの利便性の向上が強く求められています。

今後は、高齢化の急速な進行に伴い、市民の多様なニーズに対応した、きめ細かな公共交通体系の検討が必要となっています。

- ① 路線バスの運行維持対策の実施が必要です。
- ② 循環バスの利便性の向上が求められています。
- ③ 新たな公共交通運行形態の検討が必要です。
- ④ 鉄道の利便性の向上が求められています。
- ⑤ 高速バスの利便性の向上が求められています。
- ⑥ 高齢化に伴う交通弱者への対応が求められています。



## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
循環バス等の利用者数	市が運行する循環バスの年間利用者総数	51,471 人	54,300 人

## ■具体的な取組内容

### 方針1 路線バスの運行維持対策の実施

路線バスの運行継続のため、利用実態の把握と分析に基づく運行維持対策を行います。

#### ◇主な事業

- ・路線バス等の運行費補助事業
- ・路線バスの利便性向上等に関するバス事業者との協議（運行便数、ルート等の協議）
- ・情報提供、普及啓発事業

### 方針2 循環バスの利便性の向上

循環バスの利用者増大を目指し、利用実態の把握と分析に基づく運行見直しを行います。

#### ◇主な事業

- ・運行便数、ルート等の見直し
- ・情報提供、普及啓発事業
- ・車体、車内広告等による運行収入の確保

### 方針3 新たな公共交通運行形態の検討

高齢化に伴う交通弱者への対応や市民ニーズを考慮し、新たな公共交通の運行形態の導入を検討します。

#### ◇主な事業

- ・利用ニーズを把握した新たな運行形態の検討
- ・実証運行から本格運行への移行についての評価・検証

### 方針4 鉄道の利便性の向上

鉄道ダイヤや駅環境に対する要望活動の実施や駅周辺環境の整備を展開します。

#### ◇主な事業

- ・鉄道の安全性・利便性向上と輸送力の増強に関する関係機関との協議
- ・佐原駅・小見川駅周辺整備事業

### 方針5 高速バスの利便性の向上

近年、東京方面へのアクセスとして需要が高まっている高速バスについて運行便数の増便等の働きかけや停留所の整備など、利便性の向上に努めます。

#### ◇主な事業

- ・高速バスの利便性向上についてバス事業者への働きかけ

#### ■市民・地域への期待

- ・公共交通を積極的に利用することが望めます。
- ・高齢者等の移動について支え合うことが望めます。



施策名	5-6 上水道	主担当課 関係課	水道管理課 水道工務課
-----	---------	-------------	----------------

## ■5年間の目標

老朽管の改修や耐震管の布設により、市民がいつでも安心して安全な水が利用できるまちを目指します。

## ■現状

本市はこれまでに水道料金及び給水申込加入金の統一を図り、水道財政の健全化及び基盤強化に努めてきました。また、事務所の統廃合による業務の一元化及び全地区の水道料金等徴収業務の民間委託を図り、経営の効率化に努めてきました。

しかし、長引く経済不況、節水及び少子高齢化を背景とした水需要の低迷による給水収益の減少に加え、東日本大震災に伴う災害復旧に多額の費用が必要となっているため、経営は非常に厳しい状況にあり、水道普及率についても平成 19 年度の 76.4%から平成 23 年度末には 76.2%に低下しています。

市民意識調査の結果では、「水道の整備」については満足率（35.7%）が不満足率（21.3%）を上回っています。重要度は 11.7%となっており、全施策の中で中間に位置しています。

## ■課題

安定した水道水の供給に向け、効率的な事業運営を行い経営の安定化を図る必要があります。また、今回の震災を教訓として、水道施設や老朽管の更新を計画的に行う必要があります。

- ① 災害復旧工事を早期に完了させる必要があります。
- ② 給水区域内における未加入者への加入を促進する必要があります。
- ③ 老朽管の更新を促進する必要があります。
- ④ 水道施設の更新等を推進する必要があります。
- ⑤ 災害危機対策として自家発電装置の設置等を検討する必要があります。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
老朽管残存率	老朽管の延長/布設管の延長	22.3%	18.4%
収納率（現年度分）	収納額/料金調定額	97.9%	98.2%

## ■具体的な取組内容

### 方針1 災害復旧工事の早期完了

平成 25 年度を目処に東日本大震災による災害復旧工事を完了させます。また、耐震管を導入し管路施設の耐震化を図ります。

#### ◇主な事業

- ・災害復旧事業
- ・耐震管の導入

### **方針2 給水区域内における未加入者への加入促進**

水道普及率向上のため、未加入者の加入促進を図り、水道財政の安定化を目指します。

#### ◇主な事業

- ・個別訪問による加入促進事業
- ・広報紙及びウェブサイト掲載による加入促進事業

### **方針3 老朽管の更新の促進**

石綿セメント管等の老朽管の布設替えを、優先度合いを考慮しながら進めていきます。

#### ◇主な事業

- ・老朽管布設替工事の推進事業（重要）

### **方針4 水道施設の更新等の推進**

施設整備事業を計画的に推進して安定供給を図ります。また、水質管理体制を強化していきます。

#### ◇主な事業

- ・施設整備事業（取水場・浄水場等の耐震化、ポンプ設備等の効率化）
- ・水質監視設備等の導入事業
- ・老朽設備更新事業（ポンプ設備、薬注設備、電気、計装設備等の更新整備）

### **方針5 危機管理体制の構築**

災害時の危機管理対策として浄水場及び取水場に自家発電装置を設置します。また今回の震災の経験を踏まえ、災害時の給水体制の強化を図ります。

#### ◇主な事業

- ・玉造浄水場自家発電装置設置事業（重要）
- ・飯島取水場自家発電装置設置事業（重要）
- ・災害時給水体制の強化（連絡管の整備、応急給水用備品の備蓄）

### **■市民・地域への期待**

- ・給水区域においては、上水道に加入することが望まれます。
- ・水道工事に対する理解・協力が望まれます。

施策名	5-7 下水道	主担当課 関係課	下水道課
-----	---------	-------------	------

## ■5年間の目標

公共下水道や農業集落排水施設等の整備や維持管理を実施するとともに、既存施設の改築等により基盤を整備し、河川等の水質が清浄に保たれたまちを目指します。

## ■現状

本市では、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、昭和34年（佐原処理区）及び昭和54年（小見川処理区）から公共下水道整備事業に取り掛かるとともに、7地区で農業集落排水施設の整備を進めてきました。また、下水道等整備区域外については、合併浄化槽の設置を推進しています。

また、昭和50年代に布設された下水道管の機能向上及び合流区域から雨水とともに河川に排出される汚濁物質の低減化を図るための事業を進めています。

しかし、下水道整備区域内の水洗化率は80.5%にとどまっており、十分に活用されているとは言えない状況にあります。

また、処理場等各種施設や管路の老朽化が進んでおり、平成23年度より、処理場の長寿命化計画の策定に取り組み、計画的な整備を進めています。

さらに、管路等の維持管理を民間事業者に包括的に委託し迅速な対応ができるようにするとともに、管路の耐震化が進んでいない箇所について、管路の耐震化に取り組んでいます。

また、地方公営企業会計制度の見直しへの対応を進めるとともに、持続可能な下水道運営の実現に向け、コストの削減や適正な受益者負担について検討しています。

## ■課題

浄化センターや下水道管路の多くは、整備後長期間が経過し老朽化が進んでいるため、計画的な改修や更新が求められています。

また、生活に欠かせないライフラインであることから、大規模な災害に備え、災害に強い工法での更新が必要です。

- ① 施設の適切な維持管理が必要です。
- ② 下水道施設の耐震化が必要です。
- ③ 下水道の機能改善が必要です。
- ④ 公共下水道等や合併処理浄化槽の普及が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成23年度	平成29年度
水洗化率	処理区域内人口に対し公共下水道及び農業集落排水処理施設を使用している人の割合	80.5%	84.1%

合併処理浄化槽の設置数	補助制度を利用し合併処理浄化槽を設置した数	2,959 基	3,439 基
-------------	-----------------------	---------	---------

## ■具体的な取組内容

### 方針1 施設の適正な維持

長寿命化計画に基づく下水道施設の維持管理を進めます。また、管路等の維持管理について、民間委託を進めるとともに適正な維持管理を行います。

#### ◇主な事業

- ・施設維持管理事業（佐原浄化センター、小見川浄化センター、中継ポンプ場等）（重点）

### 方針2 下水道施設の耐震化

耐震化計画及び実施計画を策定するとともに、計画に基づいた施設の耐震対策を実施します。

#### ◇主な事業

- ・公共下水道総合地震対策計画策定事業（施設耐震化計画の策定）（重点）
- ・耐震化事業（佐原浄化センター、小見川浄化センター）

### 方針3 下水道機能の強化

東日本大震災に伴う地盤沈下による新たな浸水被害地域の解消を図るとともに、ポンプの増設など合流改善事業を実施します。また、施設で使用する電力を太陽光発電で補います。

#### ◇主な事業

- ・浸水被害解消事業（重要）
- ・合流改善事業（佐原小学校周辺の污水管と雨水管の分離、入船橋ポンプ場等の機能増加）
- ・太陽光発電事業（浄化センター等の下水道施設の未利用地を利用した太陽光発電の実施）
- ・長寿命化対応事業（佐原浄化センター・小見川浄化センター施設の長寿命化）
- ・農業集落排水設備集中管理システム導入事業

### 方針4 公共下水道等及び合併処理浄化槽の普及

公共下水道・農業集落排水整備区域において、公共下水道等の普及啓発を図ります。

また、下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の設置、単独浄化槽からの切り替えを促進します

#### ◇主な事業

- ・公共下水道等及び合併処理浄化槽の普及啓発
- ・合併処理浄化槽設置補助事業

## ■市民・地域への期待

- ・ 日常的に雨水枥等の清掃を行うことが望まれます。
- ・ 公共下水道処理区域内においては、公共下水道への加入及び水洗化が望まれます。
- ・ 下水道整備区域外では、合併処理浄化槽への転換が望まれます。





施策名	6-1 市民協働	主担当課 関係課	市民活動推進課
-----	----------	-------------	---------

## ■5年間の目標

市民協働指針を具現化するための新しい自治システムと協働の形の一つである住民自治協議会を設立するとともに、様々な市民活動団体の活動の場や機会を創出することにより、地域の課題やニーズに応じて市民が主体となって積極的に地域づくりを進めているまちを目指します。

## ■現状

本市では、平成20年4月に策定した「市民協働指針（かたりの風）」において示された「お互いの立場を理解しながら、共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有し合う関係」という市民協働の考え方の浸透を図っています。

平成23年4月には、この指針を基本理念とする香取市まちづくり条例をスタートさせ、おおむね小学区ごとに地域課題の解決と特色ある地域づくりを目指す新たな住民自治組織である住民自治協議会を設置する地域に対して、設立に際してのノウハウや事業実施に対する補助金交付などの支援を行っています。平成24年5月現在では、23小学区のうち14小学区13協議会が設立されており、市全体へ広がりを見せています。特に、東日本大震災後、共助の大切さや自分たちで住みやすいまちをつくりたいと考える市民が増えたことから、住民自治協議会の設立に関して取組を始める地域が多くなっています。

また、テーマ型（目的型）の市民活動団体の活動に対する支援である地域振興事業補助金については、平成19年度から115件の助成を行っており、申請数が多く要望が高い事業となっていることから、市民活動が積極的に展開されていることがうかがえます。

その一方で、市民意識調査の結果では、「地域活動に参加したことがない人の割合」が66%と高い状況であるため、今後は、自治会や住民自治協議会の継続性に配慮しつつ、その関連性について十分に協議しながら、これらのまちづくりの取組を地域のたくさんの人に広げていくことが期待されます。

## ■課題

「地域活動に参加したことがない人の割合」が66%と高い状況であるため、まちづくりの取組を地域の多くの人に広げていくことが必要です。

住民自治協議会の設立や運営をサポートするなど市民のまちづくり活動を積極的に支援していく必要があります。

- ① 市民協働指針の理念を周知し、地域コミュニティ活性化への意欲を喚起する必要があります。
- ② まちづくり条例による住民自治協議会への支援を行い、活動するための素地をつくる必要があります。
- ③ 市民活動団体等への継続的な支援が求められています。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
住民自治協議会の設立件数	おおむね小学校区を範囲とする住民による組織の設置数	13 協議会	20 協議会

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 住民自治協議会の設置の促進

地域の新しい絆である、まちづくり条例に基づく住民自治協議会の設置に当たり、地域住民が主体的になって組織できるような支援を行います。

#### ◇主な事業

- ・住民自治協議会設立事業（重点）

### 方針 2 住民自治協議会への支援体制の充実

設置された住民自治協議会に対して、計画の策定や活動がスムーズに行われるように、人的並びに財政的支援を行います。

#### ◇主な事業

- ・住民自治協議会支援事業（市民活動支援センター、地区担当職員制度、計画策定補助金、事業補助金及び協議会間の連絡体制の整備）（重点）

### 方針 3 市民活動団体等への継続的な支援

自治会やまちづくりに様々なかたちでかかわっているテーマ型市民活動団体の公益的な活動に対して、引き続き財政的な支援を行います。その中から、コミュニティビジネスに発展する可能性のある事業については継続的な支援を行います。

#### ◇主な事業

- ・自治会等との連携・支援事業
- ・地域振興事業（重点）
- ・活動、交流、連携の場の整備
- ・コミュニティ助成事業
- ・地区集会施設整備事業
- ・コミュニティビジネス推進事業（重点）

## ■市民・地域への期待

- ・住民自治協議会の設立に向けて積極的に参加することが望まれます。
- ・住民自治協議会が設立されている地域では、様々な活動に積極的に参加することが望まれます。
- ・地域コミュニティの活性化のために、積極的にまちづくりに参加することが望まれます。

施策名	6-2 人権	主担当課 関係課	市民活動推進課 学校教育課
-----	--------	-------------	------------------

## ■5年間の目標

人権施策基本指針並びに男女共同参画計画に基づき、市民が立場や性別にかかわらずお互いの人権を尊重し合い、ともに支え合いながら、個性を輝かせ、持てる能力を発揮でき、人間としての尊厳をもって、安全、安心に生活できるまちを目指します。

## ■現状

本市における人権施策の包括的な計画である香取市人権施策基本指針を平成 23 年に策定し、それに基づき人権施策を推進しています。具体的な取組としては、市主催のイベント等で啓発活動を行うとともに、毎月 20 日には人権擁護委員による人権相談を実施しています。指針策定時には市民意識調査を実施し、指針策定後には概要版を各世帯に配布することで、人権に関する市民意識の高揚を図りました。

平成 22 年 3 月に香取市男女共同参画計画を策定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。男女共同参画に関する施策の企画やその推進に関する意見を聴くための男女共同参画推進懇話会や市職員で構成する推進本部を設置して推進体制を整備するとともに、各課の事業の中から男女共同参画関連事業を指定し、男女共同参画を視野に入れた施策の展開を図っています。

近年では、全国的な傾向と同様、本市でも DV（配偶者やパートナーからの暴力）被害があり、DV 被害者が、夜間及び休日に相談できる相談窓口の開設や緊急避難を行った後の生活支援策が求められています。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）では、市町村基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が規定されたため、本市としてもその対応を検討する必要があります。

## ■課題

人権に関する市民意識の高揚を図っていく必要があります。

また、増加傾向にある DV 被害に対する相談体制等の充実が求められています。

- ① 人権に関する意識づくりの機会を継続的に設ける必要があります。
- ② 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の具体策を検討する必要があります。
- ③ 男女共同参画社会を目指す意識づくりの機会を継続的に設ける必要があります。
- ④ 学校現場での人権に関する学習機会の提供が必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
男女共同参画に関する研修等の参加者数	研修会、セミナーへの延参加者数	200 人	500 人
審議会等の女性構成比率	女性委員数/委員等総数	26.8% (H24.4)	33.0%
市女性管理職の構成比率	女性管理職数/管理職数	7.3% (H24.4)	12.0%

## ■具体的な取組内容

### 方針1 人権に関する意識の醸成

人権施策基本指針の浸透を図り、指針で管理する 86 事業の進行管理を行います。また、市民及び市職員を対象とした、人権に関する研修会の規模や回数を増やすなど啓発活動を充実させます。

#### ◇主な事業

- ・人権施策基本指針の推進
- ・市民及び市職員対象の研修会開催事業

### 方針2 DV 被害者への対応策の充実

DV 被害者が求める相談体制の整備及び緊急避難後の生活を再建するための融資制度の創設に向けた取組を検討します。また、県や近隣市町と連携を図り、配偶者暴力支援センターの設置を検討します。

#### ◇主な事業

- ・夜間、休日の DV 相談窓口事業（重点）
- ・DV 被害者融資事業（重点）

### 方針3 男女共同参画社会の醸成

男女が固定的役割分担意識にとらわれず、個性や能力を様々な分野で発揮して、家庭生活や職業と地域活動を含む社会生活を送るために必要な、男女が対等に家事や仕事等を分かち合う関係づくりを進めるための取組を行います。

#### ◇主な事業

- ・男女共同参画計画の推進
- ・女性職員の登用
- ・学習会等の開催

### 方針4 学校における学習機会の提供

男女共同参画について正しい知識と態度を身につけられるよう、男女平等を視点に置いた教育・学習を推進します。また、保護者や担い手となる教育関係者の意識啓発を行います。

#### ◇主な事業

- ・小学生、保護者対象の男女共同参画講座開催事業

#### ■市民・地域への期待

- ・人権に関する講習会・研修会などへの積極的な参加が望まれます。
- ・DV 被害や人権侵害に気づいたときには、関係機関へ迅速に相談・連絡することが望まれます。



施策名	6-3 国際交流・地域間交流	主担当課 関係課	市民活動推進課 企画政策課・学校教育課・商工観光課
-----	----------------	-------------	------------------------------

## ■5年間の目標

地域の人々と外国人の交流の場や学習の機会が提供され、定住している外国人が暮らしやすく、市外からの外国人がたくさん訪れるまちを目指します。また、姉妹・友好都市や共通の課題・目的を持つ他自治体との交流を通して、市民の感性や想像力が醸成されるまちを目指します。

## ■現状

本市では、市の目指す国際化の姿を示すために国際化推進基本方針を策定し、市と香取市国際交流協会との役割を明確にするとともに、お互いに研究し合いながら開かれた国際化を進めています。平成24年4月時点で807人の外国人が居住し、市内には外国人就業者を雇用する事業所もあります。また、成田国際空港に近い立地を活かし、外国人観光客を市内に誘致する取組を進めています。今後、成田国際空港はLCCの就航や空港発着枠30万回への容量拡大によって、外国人観光客が増加することが予想され、本市へもより多く訪れることが期待されています。

そのため、外国人との交流や学習の場を創出し、国際性豊かな人材の育成や外国人が暮らしやすく訪れやすい国際化に対応したまちづくりを進めることが必要です。

姉妹・友好都市については、平成22年度に、旧佐原市と姉妹・友好都市であった兵庫県川西市と、平成24年度に、旧小見川町と姉妹・友好都市であった福島県喜多方市（旧高郷村）と香取市として新たに姉妹・友好都市の締結を行いました。また、現在は、旧山田町と姉妹・友好都市であった岩手県山田町や旧佐原市と交流のあった佐賀県鹿島市などとの新たな姉妹・友好都市締結に向け調整を図っています。

近隣自治体との連携については、成田国際空港圏や利根川下流域の市町村が、共通に抱える課題の解決、また広域的活性化を図ることを目的に協議等が行われています。

## ■課題

国際交流では、様々な事業を推進している香取市国際交流協会への支援を行い、国際化を進めることが必要です。

地域間交流では、姉妹・友好都市などとの積極的な交流活動を推進する機運が高まっています。

- ① 国際性を育むための仕組みづくりが必要です。
- ② 異なる文化や生活習慣、価値観を認めるための意識啓発が必要です。
- ③ 小・中学生の段階から異文化に触れる機会を積極的に作る必要があります。
- ④ 姉妹・友好都市等との産業面及び人材育成事業等による交流が求められています。
- ⑤ 近隣自治体等との連携によって、新たな事業展開を行う必要があります。



## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
通訳ガイドボランティア案内件数	外国人来訪者に対する市内案内件数	25 件	50 件
市民向け英会話講座開催回数	市内事業者等に対する接客用英会話の学習機会の提供回数	4 回/年	6 回/年
姉妹・友好都市交流事業開催回数	物販交流など姉妹・友好都市との各種交流事業の開催回数	4 回/年	8 回/年

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 国際性を育む地域づくりの推進

豊かな国際感覚を養うため、国際交流協会と市が国際化の推進に関する役割を明確にしながら連携し、外国人が暮らしやすく訪れやすい開かれた地域づくりと環境整備を行います。地域住民と外国人との交流の場や機会の提供を行います。

#### ◇主な事業

- ・国際化推進基本指針の推進（重点）
- ・在住外国人生活支援事業
- ・日本語スピーチ大会等の協働開催などの交流事業
- ・国際化推進に関する近隣自治体との意見交換

### 方針 2 国際交流活動の推進

異なる文化や生活習慣、価値観を認め合い、理解し合うことを目的に、国際交流活動を推進します。また、他市の国際交流協会との連携を深めることで、既存の事業にとどまらず、様々な事業展開を行います。

#### ◇主な事業

- ・国際交流協会補助事業
- ・他の国際交流協会との合同研修会の開催
- ・異文化理解を深める交流イベント等の開催
- ・国際理解教育の推進（姉妹校交流事業、語学指導推進事業の実施）

### 方針 3 姉妹・友好都市等との交流の推進

産業面における民間レベルでの交流を推進するとともに、青少年を主体とした人材育成事業等を実施し交流を行います。また、佐賀県鹿島市や岩手県山田町との姉妹・友好都市の締結に向けた調整を行います。

観光面での連携や災害協定など各分野においても交流・連携を図ります。

#### ◇主な事業

- ・友好関係団体の各種イベント等開催事業（民間レベルを取り込んだ相互出店等）

- ・青少年の相互派遣事業等

#### **方針4 近隣自治体等との連携**

共通の課題や目的を持つ近隣自治体等との連携による広域プロジェクト活動を推進します。  
また、観光や防災など各分野において、他自治体との連携を推進します。

##### ◇主な事業

- ・成田国際空港関係団体との連携による情報収集や各種事業化の実施
- ・利根川サミットなどの開催事業

#### **方針5 広域行政の展開**

一部事務組合や広域連合など、引き続き、構成自治体とともに円滑な事業執行に努めます。また、近隣自治体とともに事務の受委託に係る施策を継続するほか、姉妹・友好都市等の締結や各施策に係る広域的な事業協議会等の取組を踏まえ、地域連携施策や共同事業を幅広く進めます。

##### ◇主な事業

- ・一部事務組合（広域連合含む）事業の推進
- ・事務の受委託に係る連携内容の充実
- ・姉妹・友好都市等連携事業の推進
- ・広域的な事業協議会活動等の推進

#### **■市民・地域への期待**

- ・国際交流イベントに積極的に参加することが望めます。
- ・在住外国人や外国人観光客とのふれあいの機会を積極的に持つことが望めます。
- ・姉妹・友好都市等との積極的な交流が望めます。



施策名	6-4 市民サービス・行政サービス	主担当課 関係課	総務課 秘書広報課、企画政策課、議会事務局
-----	-------------------	-------------	--------------------------

## ■5年間の目標

地方分権の進展や多様化する住民ニーズに的確に対応できる効率的で機能的な組織を構築するとともに、事務事業の実態に即した事務執行体制を構築し、適切な市民サービスが提供されるまちを目指します。

また、市の行政運営、計画等の策定、重要施策の決定などを進めるに当たり、市民意見が十分反映され、市政に関する情報を的確に公表することにより、市民と行政が双方向で理解を深められるまちを目指します。

## ■現状

本市では、健全で効率的な行財政運営に資するため、組織の効率化や職員数の削減に積極的に取り組んできています。

組織の効率化については、平成22年度に香取市機構改革基本方針を、平成23年度には行政組織機構改革方針（年次H24～27）案を策定し、組織のスリム化や窓口サービスの一元化を進め、市民ニーズに対応した組織機構の構築に取り組んでいます。

職員数の削減については、平成19年に職員定員適正化計画を、平成23年に第2次職員定員適正化計画を策定し、職員数の適正管理に取り組んでいます。

市政に関する情報は、広報紙やウェブサイトを通して、わかりやすい表現で掲載するように配慮しているほか、より多くの市民に登場してもらい、親しまれる広報紙づくりに取り組んでいます。

また、ウェブサイトにおいても積極的に情報発信に努めており、議会情報の発信も開始しました。市民の声を聴取し、市政に反映させていくため、市民懇談会（タウンミーティング）や市長への手紙制度を実施するほか、各種計画づくりにおいては、市民アンケート調査、パブリックコメント（意見公募）などを実施しています。

今後は、積極的に意見を述べる市民だけでなく、潜在的な市民の意見を把握するための取組を積極的に展開していく必要があります。

## ■課題

合併効果を最大限に活かし、市町村合併による地方交付税の優遇措置期間の終了を見据え、将来に向けて自主性、自立性の高い行財政運営が可能となる強力な財政基盤の確立が求められています。

また、窓口サービスの利便性向上や広報・広聴機能の充実が求められています。

- ① 組織の一層のスリム化や定員適正化計画に沿った人員管理と市民ニーズに応えるための職員の能力開発が必要です。
- ② 窓口サービスの利便性向上が求められています。
- ③ 施設の統廃合や遊休施設を有効活用する必要があります。
- ④ より読みやすい、分かりやすい広報媒体が求められています。

- ⑤ 市民が直接意見を表明できる機会を確保する必要があります。
- ⑥ 個人情報の適切な管理と市民への積極的な情報公開が求められています。
- ⑦ 議会での審議内容や取組を市民に積極的に広報することが必要です。

## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
市職員数	市職員の総数	747 人(H24.4)	650 人
部・課・班の数	市役所の組織で、部・課・班の設置数	7部 29 課 8 センター ー 88 班(H24.4)	5 部 25 課3センター ー 78 班
ウェブサイトのアクセス件数	市ウェブサイトへのアクセス件数	104,375 件/月 (銚子・成田・旭・匝瑳 4 市平均:57,868 件/ 月)	120,000 件/月

## ■具体的な取組内容

### 方針 1 行政組織のスリム化と利便性の向上、職員研修の充実

香取市機構改革基本方針等に基づき、行政組織の一層のスリム化を図るとともに、窓口業務の効率化と施設管理業務等の民営化に向けた検討を行います。

人事面では、目標設定による業務改善項目の検討や面談での指導、すり合せを通して、人事評価制度の目的である職員の業務遂行能力の向上を図ります。また、新規採用職員育成指導制度の効果的な運用を図るとともに、専門的な技術や知識を有する職員の更なる育成を図ります。

#### ◇主な事業

- ・業務の効率化、民営化検討事業
- ・人事評価事業
- ・職員研修事業

### 方針 2 窓口サービスの向上と電子自治体の推進

職員の接客サービスの向上に関する取組を進めるとともに、ワンストップサービスの拡充を行い、市民が利用しやすい窓口体制に変更します。また、地域 SNS（地域情報サイト）の導入を検討するなど、市民が積極的に情報のやり取りをする場の提供や市民が知りたい情報を検索しやすい環境づくりに努めます。さらに、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）やシステム構築を含む電子自治体施策の今後の推進に関する研究を進めていきます。

#### ◇主な事業

- ・総合窓口システムの改良事業（ワンストップサービスの拡充）
- ・地域 SNS 導入の検討
- ・電子自治体の推進事業（マイナンバー制度の研究やシステム構築を含む。）

### 方針 3 施設の統廃合、遊休施設の有効活用

施設の統廃合及び事務の効率化等を進めるとともに、遊休施設の有効活用を図り、地域住民の

利便性の向上に資するとともに、地域振興や生涯学習を促進します。

#### ◇主な事業

- ・栗源市民センター整備事業

#### **方針4 広報機能の充実**

市民への広報の主たる媒体である、広報紙とウェブサイト充実させます。広報紙については、より見やすく、読みやすいレイアウトの工夫、わかりやすい表現に配慮するとともに、魅力的な写真の掲載や市民活動・生活の紹介を積極的に掲載していきます。

ウェブサイトについては、目的情報にたどり着きやすい組立てへの変更や積極的な情報掲載と適切な情報更新を行うことで、市政に関する情報をわかりやすく、的確に提供します。また、市民から情報を寄せてもらうなどの双方向のコミュニケーションツールの活用を検討します。

#### ◇主な事業

- ・広報紙の充実（重点）
- ・ウェブサイトの充実
- ・新たな情報媒体の導入の検討

#### **方針5 広聴活動の充実**

多様化する市民の意見や要望を的確に把握し、市政に反映させます。特に、意見を積極的に述べない市民の意見聴取にも取り組みます。座談会、市長への手紙を継続させるとともに、幅広くパブリックコメント制度を活用します。また、パブリックコメントを行う要件に該当する重要な政策等の決定に際し、適宜アンケート調査を実施するなど市民意向の把握に努め、内容等の調整を行います。

#### ◇主な事業

- ・市民懇談会、座談会の実施
- ・市長への手紙の実施
- ・パブリックコメントの実施

#### **方針6 個人情報の適正管理と情報公開の推進**

市の保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利及び利益の保護を図ります。また、市政の公正な運営及び市民の市政に対する信頼を確保するため、情報公開制度の適切な運用を推進します。

#### ◇主な事業

- ・個人情報保護制度の適正な運営
- ・情報公開の推進（ウェブサイト、広報紙等情報提供ツールの有効活用を含む。）

## **方針7 開かれた議会に向けた取組の充実**

市民に開かれた、より透明性の高い議会を目指し、インターネット配信を活用するとともに、議会だよりやウェブサイトの充実を目指します。

### **◇主な事業**

- ・インターネット配信事業
- ・ウェブサイト改修事業

### **■市民・地域への期待**

- ・市政に関心を持ち、広報媒体からの情報に積極的に触れることが望まれます
- ・まちづくり等に関し、積極的な意見表明が望まれます。

施策名	6-5 行財政運営	主担当課 関係課	企画政策課 財政課、税務課、総務課
-----	-----------	-------------	----------------------

## ■5年間の目標

後期基本計画や個別計画に基づいた計画的な行政運営の推進や民間活力の活用により、持続可能な行財政運営がなされるまちを目指します。

## ■現状

本市は、平成 18 年 3 月に合併し、その後、合併効果の早期反映を目指し、行財政改革の推進や職員定数の削減のほか、平成 20 年 10 月には水道事業を統一するなど、地方公営企業の統合や一般事務事業の統一などを推進してきました。また、平成 22 年 4 月からは、市内水道料金を統一するなど、合併効果の着実な反映に努めてきました。

一方、長引く景気の低迷や震災の影響により、企業の撤退や業績不振による休業をはじめ、人口減少や高齢化により、納税義務者数や主な歳入は減少傾向にあります。このような厳しさを増す財政状況に対応するため、中・長期的な各事業計画や短期的な財政見通し等を踏まえ、毎年度、事業執行計画の調整や予算編成を行っています。また、事務事業評価を導入し、職員のコスト意識の徹底化を図るとともに、経費の削減、事務事業の合理化に努めてきました。さらに、企業債等の借り換えを行うなど、債務の削減を進めています。

税等の収納面では、税負担の公平性を考慮し、差し押さえ等の滞納処分を積極的に実施するほか、納税者の利便性を図るため、平成 24 年度からコンビニ収納を開始しました。また、自主財源を確保するため、市の広報紙やウェブサイト、循環バス車体等への有料広告の掲載により、新たな歳入確保に努めています。なお、税等以外の債権処理についても、引き続き、対応方針の確立と処理体制の強化を図ることとしています。

事業会計や公営企業では、事業計画の変更及び執行結果に基づく財政計画への即時反映等、常日頃から流動的かつ安定した運営方針の確立が求められているため、引き続き、より具体的な事業運営計画の策定と推進体制の充実に努めることとしています。

## ■課題

- ① 財政計画の策定など計画的な行財政運営の推進が必要です。
- ② 受益者負担を踏まえた使用料等の見直しや安定的な自主財源の確保が必要です。
- ③ 納税意識の向上や債権等を含む滞納処分の強化など収納率の向上が必要です。
- ④ 一部事務組合を含めた公営企業等について、事業運営計画の策定が必要です。
- ⑤ 指定管理者制度の利用など、より一層の民間活力の活用が必要です。
- ⑥ 施設の統廃合や老朽化に対応するほか、施設マネジメントの導入が必要です。



## ■施策の成果指標

指標名	指標の説明	平成 23 年度	平成 29 年度
経常収支比率 (※)	当該年度（普通会計）の経常収入に対する経常支出の割合	83.3% (千葉県平均:89.0%)	93.5%以下
実質公債費比率 (※)	公債費が財政運営に及ぼす実質的な負担割合を示すもの (早期健全化基準 25.0%)	10.5% (千葉県平均:9.6%)	13.0%以下
将来負担比率 (※)	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債残高の比率 (早期健全化基準 350.0%)	92.1% (千葉県平均:62.6%)	120.0%以下
一般市税の徴収率(現年度分)	一般市税が課税された年度の合計税額に対する収納額の割合	96.5% (千葉県平均:98.0%)	98%以上

※ 財政指標は、人口減少や生産年齢人口の減少による税収減、合併特例による普通交付税等交付額の優遇措置の縮小・廃止などの要因により悪化することが想定されますが、国の示す早期健全化基準に比べ低い水準を維持できる目標値を設定しています。

## ■具体的な取組内容

### 方針1 計画的な行財政の運営

行財政運営方針を策定するなど、計画的な行財政運営の推進に取り組みます。また、後期基本計画に基づき個別事業計画を策定します。なお、これら個別計画の推進は、推進体制の整備を含め、適宜、後期基本計画の推進状況を確認する過程の中で、具体的な調整と執行を図ります。さらに、行政評価などマネジメントサイクルの考え方に基づいた後期基本計画の進行管理の仕組みを構築します。

#### ◇主な事業

- ・行財政運営方針の策定及び推進体制の整備（実施計画の策定・推進、財政計画の策定）
- ・個別事業計画策定事業
- ・行政評価制度導入事業

### 方針2 自主財源の安定的な確保

公共サービスの使用料・手数料の見直しを行うとともに、遊休地等市有財産の処分や新たな広告掲載媒体の拡大を図るほか、市の財政状況等について、より市民に分りやすい情報提供に努めるなど、引き続き、受益者負担に係る市民意識の醸成を図ります。なお、受益者負担を踏まえた使用料等の見直しについては、減免基準の確立を含めた統一的な視点から進めます。

#### ◇主な事業

- ・使用料・手数料見直し方針の策定
- ・遊休地などの市有財産の処分
- ・財産の有効活用
- ・太陽光発電（メガソーラー）等導入事業
- ・新たな広告掲載の実施と広告媒体の拡大
- ・行政サービス全体に係る受益者負担統一基準の策定

### **方針3 公平な課税と収納率の向上**

土地の現況課税の整理を進めます。また、公平な税負担に資するため、滞納処分の強化を図ります。一方、市民税等の未申告者の解消や未評価家屋の解消など、引き続き、公平な課税を目指し、市民の納税意識の醸成を図ります。さらに、新たな課税対象の検討など、課税の拡充や市税等以外の債権処理について、総合的な体制の整備を検討します。

#### **◇主な事業**

- ・市民税等未申告者、未評価家屋の調査
- ・効率的な滞納整理の実施
- ・総合的な債権処理体制の整備

### **方針4 公営企業等の経営改善**

公営企業では、水道ビジョンなど事業計画の策定を進めます。また、公営事業等特別会計を踏まえた事業運営計画や財政フレームの策定を行うほか、引き続き、一部事務組合等の構成自治体とともに、効率的な組合事業計画の立案調整と計画的な事業執行を促進します。

#### **◇主な事業**

- ・水道ビジョンの策定等事業運営計画の確立
- ・公営事業等事業運営計画の策定及び推進
- ・一部事務組合等事業計画の円滑な推進

### **方針5 民間の能力を活用した行政運営**

公の施設について、指定管理者制度を活用した民間活力の導入とサービスの向上を図るため、全庁的に、指定管理者制度の導入が可能な業務や施設の検討を行います。また、公共施設の整備では、PFI手法（公共施設の整備に当たり民間の資金とノウハウを活用する手法）などを積極的に活用するため、その導入に向けた適切なリスク負担の検討等を行います。

#### **◇主な事業**

- ・指定管理制度導入検討事業（重点）
- ・PFI導入検討調査事業

### **方針6 施設マネジメントの導入**

公共施設の効果的な利用促進を図るため、施設マネジメントの導入に取り組みます。施設マネジメントの考え方を導入することにより、各施設の設置目的に即した利用者増加施策を幅広く展開するほか、既存施設の統廃合をはじめ、施設の長寿命化や維持管理費の縮減を図ることで効率的かつ適切な施設運営を目指します。また、施設マネジメントの導入に向けた推進体制の整備を図ります。

#### **◇主な事業**

- ・施設マネジメント基本方針策定事業

- ・利用者増加施策展開事業
- ・施設白書、施設台帳整備事業

### ■市民・地域への期待

- ・行政サービスに係る市民活動との役割分担について共に理解することが望まれます。
- ・受益者負担について、市民の理解が望まれます。